

独立行政法人改革等に関する分科会第2WG
第1回議事録

内閣官房行政改革推進本部事務局

○事務局 それでは、ただいまより「独立行政法人改革等に関する分科会第2WG」を開催いたします。

皆様方には御多用のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

座長の御挨拶までの間、議事進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

先日開催されました「独立行政法人改革等に関する分科会」第1回会合におきまして、4つのワーキングが設けられました。第2WGの担当は総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省所管の独立行政法人とされているところです。これから皆様方には累次にわたり本会合に御対応いただくこととなりますけれども、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本ワーキンググループの座長であります梶川委員より、御挨拶をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○座長 第2WGの座長を務めさせていただきます梶川でございます。

委員の皆様のご協力を得ながら、独立行政法人が効率的にさらなるパフォーマンスが実現するように、実りのある改革になるように議論をさせていただければと思えます。微力ではございますけれども、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、ここで報道の方は御退席願います。

まず、お手元に配付している資料の確認をさせていただきます。会議資料といたしましては、資料1～資料3、参考資料がございます。御確認いただけますでしょうか。

それでは、以降の進行は座長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○座長 それでは、議事次第に沿いまして、座長代理の指名を行わせていただきます。先日、分科会で了承されました参考資料1「ワーキンググループの開催について」の2でございますが、座長代理は座長が指名することとされておりますので、私から指名させていただきますと思えます。座長代理には、官民競争入札等監理委員会など政府の会合の任務を多数歴任され、行政改革、独立行政法人改革にも多くの御知見をお持ちでいらっしゃる小幡委員にお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

○委員 御指名ですので、微力ながら務めさせていただきます。

○座長 それでは、よろしくお願いいたします。

次に、ワーキンググループの公表について説明させていただきます。これも参考資料1「ワーキンググループの開催について」の3のとおり、ワーキンググループは原則非公開といたします。また、会議資料は会議終了後にホームページにおいて公表するとともに、議事概要についてあわせて公表することといたします。また、詳細な議事につきましては、各委員の皆様にご内容を御確認していただいた上、本ワーキンググループにおけるすべての議論が終了し、政府において見直しの方針が最終的に決定された後、まとめて公表したいと思えます。

なお、会議終了後に私から一括して記者へのブリーフィングを行いたいと思いますので、各委員におかれましては、ワーキンググループの個別の内容についてはヒアリングの途上でありますので、対外的に言及されることのないように御留意のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、ヒアリングの進め方について決定いたします。事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料2「第2WGのヒアリングの進め方(案)」をご覧くださいいただけますでしょうか。

まず、2つ目の●から御説明いたしますけれども、1回のヒアリングで5～7法人程度を大体2～3時間かけて行うということで進めてはどうかということでございます。

次ですが、原則一人ごと説明・質疑応答を行うことといたしまして、まず、冒頭5分程度相手側から説明を受けた後、15～30分程度の意見交換を行います。ただし、場合によっては、複数法人をまとめて説明することもあり得べしということにしてはどうかということでございます。

次ですが、先方からの説明については原則府省側から受けるということですが、場合によっては法人側から補足的に説明を受けることもあり得るということでございます。

最後ですが、先方からの説明につきましては、特に説明が必要な事項について重点的かつ簡潔に行っていただく。基本的には、お手元の法人シートに先方の主張が書いてございますので、それに加えるべき説明事項があれば簡潔に行っていただくということでございます。

それから、一番上の●に戻っていただいて、本第2WGにおけるヒアリングの対象法人についてですが、1枚めくっていただきますと、対象法人の案がございます。これにつきましては、独法の組織見直しに関します過去2回の閣議決定の内容ですとか、決定に至るまでの検討の経緯並びに現在の法人の事務事業でありますとか、組織の実態などを総合的に勘案いたしまして、また、先方から提出のあった法人シートも参考にしながら、この案のおりとしてはどうかと考えてございます。なお、ヒアリング対象法人につきましては、今後の議論の進捗に応じて必要により追加することもあり得るか存じますが、いかがでございましょうか。

○座長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明について何か御意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、ヒアリングの進め方は資料2のとおり決定いたします。ヒアリング対象法人は事務局からの説明にもありましたとおり、今後議論の進捗に応じて必要により追加することとしたいと思います。

それでは、各法人のヒアリングに入ります。本日は、総務省所管の情報通信研究機構及び統計センター、厚生労働省所管の労働者健康福祉機構、労働安全衛生総合研究所、労働

政策研究・研修機構、勤労者退職金共済機構及び高齢・障害・求職者雇用支援機構からヒアリングを行います。

本日のすべてのヒアリングが終了したところで、委員の皆様と事務局のみで内容を総括・意見交換を行います。

それでは、総務省所管の情報通信研究機構からヒアリングを行います。府省、法人の方に入室いただきますので、しばらくお待ちください。

(総務省、情報通信研究機構 入室)

○座長 本日は、御多用中のところ総務省、情報通信研究機構の皆様、御出席いただきありがとうございます。

まず最初に、私からヒアリングの進め方について御説明させていただきます。冒頭、現行の独立行政法人制度や運用に対する御意見・御要望及び情報通信研究機構の組織のあり方に関する考え方について、あわせて5分以内でそれぞれ法人シート以上に追加する事項があれば主務省から御説明をいただきます。その後、15～30分程度質疑応答させていただくということでございます。いずれにしろ時間は限られておりますので、業務説明等は省いていただいて結構でございますので、特に説明が必要な事項について重点的にお話をいただければと思います。できる限り時間は厳守していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、御説明をよろしくお願いいたします。

○総務省 総務省でございます。それでは、座長の御指摘もありますので、手短かに簡潔に御紹介したいと思います。

お手元の様式1～7までの資料に沿って簡単に御説明申し上げたいと思います。

様式1は御案内のとおりでございますけれども、情報通信研究機構の法人概要ということで、元々は郵政省の電波研究所からスタートいたしまして、平成13年に独立行政法人化して、通信総合研究所になりました。さらに認可法人の通信・放送機構と平成16年4月に一緒になりまして、平成16年4月から現在の形で運営させていただいております。職員数410人、交付金の規模でいくと約280億円ということで、これまで約10年ほど運営させていただいているところでございます。

業務の概要は様式2以降に書いてございますけれども、ネットワーク基盤技術の研究開発を始め、ほとんどが研究開発中心の業務になっておりまして、その他の数だけはたくさんの業務がございますが、ほとんどは既に終了したあるいは縮小しつつあるといった状況にあらうかと思っております。

組織図は様式3にございますが、これも説明は割愛させていただきます。

様式4で、政策目標の位置づけ、成果といった御質問がございますけれども、元々郵政省時代の国立研究所から端を発しているものですから、NICTの任務も総務省設置法の中身を受けた形で業務の目的がつくられておりまして、いわば総務省の情報通信政策に調和し

た形で、それに役立つ研究開発を進めていくという立場の組織であろうかと思っております。

例えば、中ほどにございますけれども、今インターネットネットワークが非常に通信量が増えてきていると。一方で、通信量が増えますと使う電力も増えるものですから、それを低減しなければいけないと。こんな課題が通信基盤にあるわけですが、これに対しまして、高性能の光ファイバーの伝送技術を開発して、より高速にたくさんの情報を送れるようにして、かつ電力の消費も押さえていくと、こういうものの開発を現在も進めておりますけれども、出来上がった技術につきましてはメーカーに技術移転を行いまして、メーカーの方で世界各地に実際に導入されるような形で、海外市場などでもかなりの優位性を持って展開していると、このような成果も上がっているところをございまして、引き続きこうした活動を中心に進めていくのかなと思っております。他にもスマートメーター用の標準規格ですとか、翻訳技術とかいろいろな立場で取り組みをさせていただいております。

中ほどに国研時代と比べたメリット・デメリットがございますけれども、メリットという面では研究現場にもかなり柔軟な裁量をいただいたものですから、特に海外関係の活動など柔軟に現場の判断で出張に行ったり、海外に交渉に行ったりといった活動が柔軟に展開できているということがございます。

一方で、独法という中期目標・中期計画に沿って5年間という期間を定めて業務を行っているわけですが、この情報システムは非常に変化が激しいという特徴があるものから、なかなか5年先が見通せない分野もある一方で、かなり長期的な視点で基礎研究を行っていますから、逆にそういうものになりますと、今度5年でどういう形で成果を出したらいいのか、それを評価したらいいのか、このような課題がございますし、あるいは一般的に言われておりますけれども自己収入などを上げて、その分が全部運営費交付金の減額につながるものから、成果を売り歩こうというインセンティブがなかなか沸きにくいといった課題もあると NICT の方からも聞いております。

それから、次の様式5でございますけれども、組織等のあり方ということで、昨年1月20日の閣議決定の中で、この法人は研究開発型の成果目標達成法人とするという位置づけをいただいておりますけれども、やはりいろいろな研究開発のある中で、我が国唯一の情報通信関係の公的機関ということで、引き続きこうした路線でやっていくのが適切かと思っております。

様式6では、同様に国の政策と密接に関わって唯一の情報通信関係の公的研究機関という形で進めていただくということが適切ではなかろうかと思っております。

さらに、様式7で今後の課題を幾つか書いておりますけれども、中期目標期間の問題あるいは研究というのは、所詮は最後人になりますので、いい研究者をダイナミックに柔軟に確保できるための給与あるいは定員等のあり方、あるいは自己収入の扱いというものが今後、独法制度の見直しをしていく中でいい制度になっていくことを期待しているということでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

私ども今回独法の改革に関しましては、独立行政法人のパフォーマンスが政策実施機能として働かれることを一番念頭に置いて考えておりますので、できる限り建設的な方向で議論を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そういった観点で今、御説明いただいたように高い研究を目指して行われているということでございますが、研究開発に関しましては、独法ではない別形態の法人化の話が少し出ているところでございますけれども、これに関しましてどのように本法人はお考えになれるか。やはり今の独法の枠では少し難しいなとお考えになれるのか、その辺について御意見をお聞きできればと思います。

○情報通信研究機構 今の御質問に対しまして、新しい研究開発法人のあり方を詳細に私も承知しているわけではありませんが、今の独法のあり方につきましては、先ほど総務省から説明がありましたように、行政と一体的に目標設定して情報通信の研究を進めていくという一体性を確保するやり方、それから、それに向けて実際に目標を行政とあわせて設定し計画を作っていく、こういうやり方が、ようやく上手く機能してきているような気がしております。先ほどの話の中で幾つか自由度の問題に関係する話がございますけれども、基本的にはこの体制は非常に私どもとしては動きやすい方に進んできたなという認識をしております。ですから、今のところ新しい法人についてどのようになるかはわかりませんが、今の形をベースに改革を進めていくというふうにしていただいた方がよろしいのではないかという感じはしております。

○総務省 いろいろな議論があろうかと思えます。法制度というのは考え方、作り方でいろいろな形ができると思えますが、形式よりも私どもは中身として、とにかく柔軟な活動が法人として出来て、いい成果を出せるといった形が出来れば、それが最良ではないかと思っております。

○座長 そういう意味では、今の独法の枠でも多少目標の立て方であったり、人件費も含めた人的資源投資のあり方であったり、幾つかさらなるパフォーマンスが上がる形のガバナンスがかかれば、今の形の中で考えることは十分出来るということでございますね。わかりました。どうもありがとうございます。

○委員 今の研究開発型法人にという話については、独法のデメリットと言われているところが多分気にかかっているから、そこがクリアできればという話ですね。

この機構は、前々からいつも言われている話なのですが、旧郵政に含まれていた情報通信ということになると当然経産省と所掌がダブることになります。経産省所管のIPAも情報に関わることをしているわけです。こちらの機構は一応、情報通信、特に放送のようなものも入っていて主に基礎研究ということかと思いますが、せっかくですから基礎を応用に生かし、一貫した方がよりよいのではないかという議論が前々からあるのは御承知のところだと思います。改めて今回、独法をどうするかという話になると、ここは避けて通れ

ないところだと思います。先ほどの説明で、変化が激しいところだとおっしゃったのですが、情報通信という分野は本当に変化が激しいし、民間でもいろいろ工夫して研究しているところですね。それをさらに応用するという観点からは、経産省の機構と一体化した方がより効率的にできるのではないかという話に当然なると思いますが、それについてはどのようにお考えになりますか。反論されるのであれば反論をお願いします。

○総務省 先ほどの IPA の件を御指摘いただいたのだと思いますが、IPA は研究機関ではないと思っていますし、実際に研究活動は行われていないと承知しております。別の形で、特に NICT との関係でいけば情報セキュリティの面が割と近いことをやっているという印象をお持ちだと思いますが、どうしても情報通信というのは目に見えない世界なものですから、外から見ていただくと、ここもあそこも同じではないかと、名前が同じだという印象があるかと思いますが、やはりそれぞれ役割・持ち分が違っております。特に、由来とえば親元の総務省、経産省自身のミッションが、古い言葉で言えば電気通信の高度化、今でいくと情報流通の高度化という立場で取り組んでおりますし、経産省ですと技術の発展・改善といったような形で立っているものですから、どうしても役割・立場が違うということもあります。

それから、一緒にやったほうがいいのかということですが、例えば、情報セキュリティに関して申し上げますと、政府全体の情報セキュリティの対策は何も研究対策だけではなくて、いろいろな規制の問題も含めて、これは総務省、経産省、さらに他省庁も含めて全体の体制を内閣官房の情報セキュリティセンターで政府横断的な体制をつくって、その中で例えば、特に通信に関連する部分は私ども、研究開発部分は NICT が担当しておりますし、経産省は経産省の立場で取り組みをしているということでございまして、その独法の部分だけを一緒にしても、トータルのシステムとしては、私どもも単に研究をそのままスルーで出しているわけではなくて、例えば、電気通信事業の問題とか、そこも含めて取り扱いをさせてもらっていますので、そうしたシステムの中で進めていく方が全体としてはいいのではないかと考えているところでございます。

○委員 所掌が違う、ミッションが違うとおっしゃるのですが、もちろん主たるところは違うのかもしれませんが、基本的には扱っているものが同じ対象で、例えば目に見えない情報のセキュリティという場合に情報通信である以上、この機構でやっていられんことがミッションの違う経産省的な立場に立っても役に立つということは当然あり得るわけです。主たるものというのは確かに所掌が違っているのですが、切り口は違うのですが同じものを扱っているというのは他にもいろいろあるのですが、そうすると、余り意図しなくても成果は出てくるかもしれなません。一般には、同じようなものを扱っているならば同じ組織でやっていたほうが転用しやすい、普通はそう考えられるのです。例えば、国民の目から見て、情報セキュリティだったら同じことをやっているのではないかと見えるわけです。そうであると、今も結構多い人員でやっていられんわけですが、一体化することにより、もちろん基礎研究について IPA は研究していませんが、生かせる転用部分は

増えるかもしれないということは当然考えられます。これを申し上げても、また反論が返ってくるだけの話になるかと思いますが、法人の方から何かございますか。

○情報通信研究機構 私どもはまさに基礎的なところをやっていて、IPA は応用をやっていて。そこをつなげたら、上手くいくのではないかという御指摘もいただいたかと思えます。必ずしも、私どもは基礎をやっていて、向こうは応用をやっているから別々だと言っているわけではなくて、行政の目的から来ていると思うのですけれども、例えば、経産省の方々は一言で言えば基本的にはものづくり、ものをどうつくっていくか。コストも考えなければいけない、資源をどこからとってくるか、そういう観点からいろいろ情報通信のデバイスなども考えるということになるかと思えます。

私どもは、どちらかというとい国際的に情報をつないでいく、横断で全部つなげなければいけないとか、新しい利用がこうなるからこういう情報通信を目指さなければいけないなど、まさに情報通信政策としての研究、そういう意味ではアプローチが全く違うんです。そういうことで、同じフィールドは当然ものとしてはあるのですけれども、その部分と一緒にやったから研究が上手くいくかというわけではなくて、出し方が違うということ、必ずしもそうはいかない。

一方で、結果論として同じものをつくっているではないかという話もあるのですが、ものとしては同じものなのですから、どちらかというとい技術とか研究成果の共有という形で入っているものなのです。これは必ずしも一緒に組んで片方を削っていくということではなくて、その成果を学会なりもしくは共同研究の連携の中で渡していくというやり方で十分効果は出せると考えています。目的を明確に、自分は何のためにやっているんだというのは機構の中で、私どもは逆にそういうものをミッションとして頭に常に描いているので、上手く行政のニーズに合ったように出しているのではないかと感じておまして、一緒にすると、これはものをつくるためにやっているのか、それとも本当に自由な新しい情報がどんどん出てくるなかでそれらを流すために研究しているのかということが不明確になって、本当に漠とした話ですけれども、ちょっと違ってくるのではないかと、私どもはそのように感じております。

○委員 政府の中に総務省と経産省があって、別々の行政目的があって動いていますよ、そういうお話だと思うのですが、私が気になったのは、1つの法人の中に2つのグループがあって、1つのグループは基礎研究をシステムをつなげることを中心に考えて、1つのグループはデバイスをつくることを中心に考える。要するに、政府の中に2つあるという議論ではなくて、法人の中に2つ機能を持ったグループがあるというのと、一方だけがよくて一方だけがだめという理屈がどこにあるのかなと。要するに、政府を法人に移した瞬間にすべてが調和しなくなるというわけでもなくて、私の耳には程度問題のような気がしているので、逆に言うと、一緒にすることによるディスシナジーというかデメリットというのは何かありますか。

○総務省 ディスシナジーというか、基本的に例えば情報通信研究機構、現在の姿で総務省のミッションに沿った形で密接に連携してやっていくようにという、NICT法の審議の中でも附帯決議で国会から出されたりしています。そういった中で、視点・観点の違う形でのIPAの仕事、経産省があつて、総務省があつて、政府全体なりがあつてという形になりますけれども、政府全体の議論は内閣官房の情報セキュリティセンターの方で、かなり経産省も総務省も一緒にやっているの、基本的にそこで大体ポリシーと、この省庁はこういうこと、この省庁はこういうことと。それに沿った形でそれぞれの法人がそれぞれの目的を効率的にやるということで、既に指示命令系統がきちんと流れるようにやって全体が動いていると私どもは認識しております。またそれを変えると、それこそ政府側の組織論も少し変えていかないと、情報の流通のところは今までと違うプロセス・形になるので、私どもとしては今の形で上手くいっていると思っていますので、それを変えらるということではさらなるメリットを得られるというのは余りないのではないかと感じています。

○情報通信研究機構 これがどれほど説得力があるのか私にはわからないのですが、私どもも研究するときには両省庁でそれぞれ目的があつて、それを一緒にのところでやるとどうなるか、を考えますと、例えば研究のスピード感を出すときに、私どもは総務省から今はこういう方向に動いているので、こういうところに重点を置けと言われたときに、割と早く変わる、そういう目的のために動いているという認識があるからです。ところが、ある日突然、効率化とか産業的なものがつくりやすいという観点からつくっているものに変えらる言われたときにすぐに動けない、そういうことが出てしまうのではないかと。私どもはスピード感を特に大事にするという観点からすると、今の形で産業政策の中で位置づけられるよりも、こういうふうに情報通信政策として、その時期時期に合ったものをどうつくっていくかを求められた方が早く動ける、そんな感じがしています。

○座長 多分、この御議論はずっと長くさせていただいて、私もそのたびに参加させていただいておりますが、今回、独法改革の中でパフォーマンスの向上、政策実施、国民の貴重な優秀な人的資源を皆さんお使いになって、むしろ違いがあるということよりも、何かよりプラスになることをぜひお考えいただければと。両者全然別でも何かコラボレーションをさらに高めればパフォーマンスが上がるという、民間の場合、経営はそういうことも考えます。自分の持っている資源をどう上手く協調すれば、さらなる新しい分野が開けるみたいなことです。ですから、違っているから全然という話だと、いつまでたってもそういう話になると思うので、ここでおっしゃられる話ではないと思いますが、何か1つでもよりプラスになる方向をぜひ。それで一番御存じなのは多分、御本人たちでいらっしゃると思うので、そういう形でも御提案なり考えていただければと思います。

○総務省 そういう意味で、セキュリティも含めて政府全体も内閣府がかなりいろいろな局面で、また、総合科学技術会議が全体をかなりきめ細かくグリップいただいておりますので、いわゆる省庁の縦割りだからものが進まないということは今はほとんどないのではないかと感じています。その意味で、そうした枠組みあるいは法人間の直接のいろいろな

連携も通じて、お互いの研究なり活動がさらにパワーアップできるように努めていきたいと思っております。

○座長 では、事務局よろしく願いいたします。

○事務局 事務局から補足させていただきます。

先ほどから統合相手として IPA が議論されているのですけれども、産総研の中にも情報に関する実用化研究みたいなものを扱っているところもあって、そこも統合相手としては考えられるのかなというのが1点です。

それから、IPA は研発法人ではないから、なかなか身分が釣り合わないという話もございましたけれども、産総研ですと研発ですよ。研発については自民党の J-ファイルの中で、特に研究開発関係は総合科学技術会議を活用して省庁の縦割りにとらわれない整理統合を目指すとなっております、それについての議論というのは特にきちんとやらなければいけないかなと思っております。

後で先生方と打ち合わせして、いろいろ追加の資料をお願いすることになると思いますけれども、例えば、先ほど共同研究で必要なものを渡していくということを考えられるとおっしゃいましたが、それが実際 IPA や産総研との間でどれだけできているのかとか、あるいは一緒にしてもそれぞれの機能は別に減じることはないと思っていますけれども、隣同士に置くことでエッジが丸くなってしまふみたいなことが本当にあるのか。例えば、理研などは元々スーパーコンピューターから脳科学まで全部同じ腹の中に入れていて、全然エッジの違う科学者がいるわけですよ。それでもマネジメントできているし、それでも理研の予算配分というのは出来ているわけです。産総研もいろいろな研究所を一緒にして、それでも予算配分はちゃんと出来ているわけで、そうしたときに、例えば、同じ情報処理グループの人たちを1人の理事長の下に入れたときに、何か本当に困ることが出るのかどうか、それがさっきのディスシナジーというところだと思いますが、そこを御検討いただきたいということになろうかと思えます。

○総務省 それはまた別途書類をいただいてお答えするというところでよろしいですね。

○事務局 はい。私からは以上です。

○座長 よろしいですか。それでは、時間になりましたので、これをもちまして情報通信研究機構のヒアリングを終わりたいと思います。総務省及び情報通信研究機構の皆様におかれましては、ありがとうございました。なお、必要に応じて今、事務局からもお話しさせていただきましたけれども、追加的にヒアリングを行う、また追加的な資料の提出をお願いすることもあるかもしれませんので、その点よろしく御承知おきいただければと思います。どうもありがとうございました。

(総務省、情報通信研究機構 退室)

○座長 続きまして、総務省所管の統計センターからヒアリングを行います。所管府省、法人の方に入室いただきますので、しばらくお待ちください。

(総務省、統計センター 入室)

○座長 それでは、始めさせていただきます。本日は、お忙しいところを総務省統計局、統計センターの皆様、御出席いただきありがとうございます。

まず最初に、私からヒアリングの進め方について御説明をさせていただきます。冒頭5分以内で主務省から御説明をいただいた後、15～30分をめぐりに質疑応答させていただくということになります。時間も非常に限られておりますので、業務説明は割愛していただいて結構でございますので、特に説明が必要な事項のみ重点的に御説明いただければ結構でございます。時間厳守のほど、よろしく願いできればと思います。

それでは、御説明をお願いいたします。

○総務省 お手元の資料1ページ目が独立行政法人統計センターについての概要ですけれども、御案内のとおりですので説明は割愛させていただきます。ただ、統計センターが主に担う集計業務と言われるものですが、統計作成の流れとセットになっておりまして、2ページのフローチャートにございますが、集計の効率化はどうしても企画設計の段階から密に連絡をとってやる必要がございます、調査票そのものをどうするかというミリ単位や位置も含めて設計段階で常にすり合わせをやっていきます。そういうところがオンライン調査にもきてきますので、業務は一体であるということはお含みおきいただきたいと思っております。

3ページですが、統計センターの法人分類についてです。独立行政法人改革に関する中間とりまとめ、今年6月のまとめでは、中期目標管理を行う法人と、単年度管理を行う法人と2類型お示しいただいております。私どもの統計センターは、次の事由で単年度管理を行う法人とすることが必要ではないかと考えております。

その理由の第1は、国の統計作成機関と一体となった業務運営の必要性ということでございます。例えば、CPIなど消費の経常調査は一月以内に公表しております。失業率、家計調査、どんどん公表しております。集計期間は極めて短期間でございます、業務を停滞させることなく確実・正確に統計を作成していく必要があるということ。そして、国勢調査や経済センサスなど周期ものは、膨大な量の調査票情報をあらかじめ定められた期間内に集計しなければいけないということで、いずれも確実・正確な統計の作成は総務省統計局あるいは他の国の機関と統計センターが企画設計段階から一体となって業務を行うことによって初めて実現出来ているものだということでございます。この停滞は、市場等の注目を浴びている指標でもございますので、その市場の混乱に備えるためにもそういった体制が必要だということでございます。

2番目に書いてございますように、業務遂行の前年度に統計センターの業務内容が初めて具体化します。中期目標期間は5年間ございますが、事前の具体的な目標の設定は実際問題困難でございます、前年末に次年度の予算が決まるときに統計局の業務も決まりますし、他省の統計業務も決まります。その決まった内容に応じて統計センターの業務内容も決まるということでございますので、国の予算とともに調査の前年度にならないと具体

化しないという状況にあります。その意味で、単年度管理を行う法人がふさわしいのではないかと考えております。

続きまして、統計センターの役職員の公務員身分についての御説明ですが、4ページをご覧くださいと思います。理由は幾つかありますが、1つ目は、厳格な服務規律の必要性が増大しているということにあります。インフレターゲットの導入などによって、統計センターが集計を行う経済指標がより重視されるようになったことにもありますが、統計センターが平成20年から政府共同利用システムという形で政府のデータ公表を一元的に管理・提供するシステムを運用管理しております。そういう意味で、貿易統計ですとか鉱工業生産指数といった市場の注目を浴びる情報を一元的に提供しているという事情があります。公表期日は事前に発表しておりますので、業務の停滞は全く許されないということです。

次の枠にも書いてありますように、平成20年度から政府統計共同利用システムの運用管理を開始しております。公表前情報が集中的に集まっているということだけではなく、経済センサスなどによって集められる国内全事業所、企業の情報も集中的に管理しております。その意味で、秘密情報の扱いは5倍以上になっています。

また、二次利用という形も始まっております。統計局の調査票だけではなく、各府省の個人情報などを記載した調査票も扱うということにありますので、秘密情報が増え、秘密の保護の重要性が増大しているということです。

平成19年に、非公務員化で一旦整理されて法案が国会に提出されたのですが、その折も野党などから業務停滞によって市場に悪影響が出るということが懸念されるということで廃案になっております。

次に、第2点目ですが、人員の効率化と公務員が行うにふさわしい業務を実施する体制へ純化しております。平成20年から鑑みますと、調査票の受付入力などの民間委託をどんどんやっております。結果として統計の精度管理や政府統計共同利用システムの運用管理など公務員が行うにふさわしい業務に純化してきております。その意味で過半数を超えている。それから、さらに現在の中期目標でも、この純化をさらに徹底して既存業務にかかわる職員を2割以上削減することを予定しております。この内容は6ページに記載しているイメージ図どおりですので、説明は割愛させていただきます。

さらに、公務員型を維持して長い歴史と積み重ねたノウハウを適正に使うことによって、政府内の信頼を得て各府省の協力を得て、統計データ提供に係るさらなる高度化、進展に貢献してもらえと考えております。これは、さきのIT国家創造宣言にも内容が書いてありますが、統計データに関しては世界最先端ということになっております。

それから、総務大臣の指揮のもと柔軟な危機対応も可能になっておまして、さきの東日本大震災の際にも特別集計を急遽やっていただいたことにもございます。

5番目ですが、基本的には主要国、どこも重要統計の作成は手元でやっております。当然のことながら市場に影響を与える情報を多く扱いますので、直轄の公務員がやってい

ると。センターは、たまたま附属機関から独法化したという歴史的な経緯がございまして独立行政法人の形になっておりますが、業務上も内容的にも一体となって進めているということでございますので、御理解いただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○座長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移らせていただきます。

○委員 公務員の身分を維持して、単年度管理型にというお話でした。公務員の身分の必要性については、今るる御説明いただいたのですが、一応野党の反対で廃案になったというお話はありましたが、かつて政府として統計センターの非公務員化法案というのが国会に提出されたという経緯は事実としてございますね。今回は公務員身分の維持に変わるわけですが、平成20年に法案が出て、そして今また変わるという変化を御説明いただけますか。

○総務省 先ほど4ページの資料でも御説明しましたが、共同利用システムというのは、各省庁が個別に持っていた統計関係のシステムを統合して一本に集約して効率化を図ることをやっております。その運用管理を局ではできませんので、実際問題統計センターに管理委託をして運用してもらっているわけですが、そこには公表前のデータが集中的に集まります。そういう意味で、平成20年以降、共同利用システムの運用介入を開始して、その充実を通じて統計センターが取り扱う秘密情報が膨大な量に上っていることが第1の点かと思っております。

第2の点としては、平成21年の統計法の改正によって二次利用のための調査票の加工という業務が付加されておまして、その調査票は企業なり個人の秘密情報を扱いますので、そういう意味で統計局の調査情報だけではなくて、各府省の調査票も集中的に管理するという点で、その信頼性の確保が必要だろうと思っております。

○委員 ただ、改正統計法というのは、施行は平成21年ですが、公布が平成19年5月であり、法律自身はそこでできているし、政府統計共同利用システム自身も運用開始は平成20年4月ですが、平成18年ごろから平成19年にかけての整備ですよ。つまりやや気になるのは、法案ができたときに一応改正統計法もあり、政府統計共同利用システムもあるという状況ではあったということとどう整合的に説明できるかということなのですが。

○総務省 整合をどう考えるかという点があるかと思いますが、実際問題初めて運用するものですので、その当時の秘密情報の取り扱いや運用管理の役割分担といったことまで詰めていたわけではありませんので、その意味で独法の非公務員化を決めた時点の判断がおかしかったとまで言うつもりはございませんが、議論が十分ではなかったということなのだと思えます。

ただ、実際問題おっしゃるとおり、事後にどういう状況の変化があったのかということでは大事な要素だと思っておりますので、そういう意味で、その御説明をするのに取り扱

う秘密情報が圧倒的に増えていると、公表前の情報も集中するという実態がございますので、そこは御配慮いただけたらなと思っております。

○委員 つまり、運用がいざ本当に開始され、あるいは統計法で二次的な利用を実際に管理するようになることにより、公務員身分が必要な状況になったということですか。

○総務省 2番目にもございますように、当時、調査票の入力・受付のような業務は6ページの図で御説明しますが、平成19年度当初は904名いまして、調査票の受付・入力などの業務については過半の職員が当たっておりました。それに対して、その部分は民間委託や業務の効率化などをどんどん進めて、共同利用システムの運用や調査精度の確保といった公務員が行わざるを得ないような業務に純化しつつあるということだと思います。現時点では、そこは59%という形で6割近くになっておりまして、受付・入力業務は4割程度に減っていると。それをさらに今後190人ほど減らして、公務員が担うにふさわしい業務に純化していくということを今、中期計画でも決めて取り組んでいる最中です。

○委員 前の段階では公務員、非公務員と分けなければいけない状況であったのに、今回、本当に公務員にしなければいけない人たちだけに減らすことになったという状況があるということですね。

○総務省 実際問題、統計センターというのは規模が大きいので切り離して附属機関になっていたという経緯がございますが、各省庁、農林統計にしても、経済産業省の統計にしても、厚生労働省の統計にしても、今でも製表は基本的に直轄でやっています。そこは、まさに諸外国と同じように秘密情報を扱う以上、公務員が扱うべきだということがあってそうになっているわけでありまして、御理解いただければと思います。

○座長 そういう意味では、実態面で相当事務量の性格が変わってこられたということですね。逆に言えば、私も守秘義務に関係する職業をしているものですから、大体公務員の議論が出ますと、服務規程とか守秘性に関しては公務員でないと守れないという感じが出るので、その辺、多少本質的な異論もないではないのですけれども、ただ、国と一体となって行政の附帯行為として行われる仕事を公務員身分をもって独立行政法人でやられるということは一定の理解はできるのですが、さらに身分だけの問題ではなくて、本当にギリギリまでその部分の行政一体行為を整理していただくことは不断に続けていただかなければいけないことではないかと思いますし、6ページにも絵があるのですが、実際にこの業務をさらに見直せば、業務というのは切り分け方によって民間等に出していける分はまだ増える可能性もございますので、一定程度の今の事情は聞かせていただいたということで、さらなる業務の民間も含め適正な分担をお考えいただければと思います。

○委員 私も公務員身分は必ずしも要らないと思いますし、業務停滞ということもおっしゃっていますが、公務員のやっている仕事の中で業務停滞によって国民の健康・安全を害するというようなものがあれば、それが多分一番トップに来るので、それに対して、この統計の場合には、経済活動への影響等というお話だと思いますが、どのぐらいの優先順位かという感じは正直なところいたします。ただ、確かに諸外国の状況や統計自身の重要性

というのはわからないではないところですが、このような選択をされるのであれば、6ページにありますように、今、座長からもありましたように、本当に公務員の身分までもってやらなければいけない人の人数について、かなり極端にスリムにさせていただいて、できるところは民間あるいは地方にということで、それについてきちんとやっていただかないといけないという感じがするところです。

○総務省 そこは当然のことながら資源配分も限られておりますので、どんどん効率化を進めるという決意は今回の5カ年計画に示したとおりでありまして、これも調査が今はまだオンライン調査といっても回収率でいえばごく一部でしかないのですが、いずれオンライン調査のほうも回答数が上がってくれば、さらなる合理化も可能になってまいりますので、そこは大臣からも御指示いただいておりますので、オンライン回答を充実させていくということで取り組んでおりますし、その全体の中で統計センターの業務の効率化に関しては精いっぱい取り組んでいきますので、よろしく願いいたします。

○座長 よろしいでしょうか。

それでは、時間になりましたので、これで統計センターのヒアリングを終わりたいと思います。総務省及び統計センターの皆様におかれましては、御対応いただきありがとうございます。なお、必要に応じまして追加的なヒアリング、また資料提出をお願いすることもございますので、お気持ちはわかりますが、再度お願いするかもしれませんので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

(総務省、統計センター 退室)

○座長 それでは続きまして、労働者健康福祉機構、労働安全衛生総合研究所からヒアリングを行います。所管府省、法人の方に入室していただきます。しばらくお待ちください。

(厚生労働省、労働者健康福祉機構、労働安全衛生総合研究所 入室)

○座長 本日はお忙しいところ、厚生労働省、労働者健康福祉機構、労働安全衛生総合研究所の御担当の皆様にご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず最初に、私からヒアリングの進め方について御説明させていただきます。冒頭両法人合わせて10分以内で主務省から御説明いただいた後、15～30分程度の質疑を行うこととしております。なお、時間が限られておりますので、業務説明等は割愛させていただいて結構でございますので、必要な事項を重点的にお話しいただければと思います。説明時間はできる限りお守りいただいて、10分ということでよろしく願いいたします。

それでは、御説明をお願いいたします。

○厚生労働省 よろしく願いいたします。

手短に後の説明にかかわる部分だけを中心に1ページから、私どもが用意しました説明資料に沿いまして説明をさせていただきます。

1ページ目でございます。労働者健康福祉機構の概要ですけれども、この機構は労災病院とその関連施設、その他産業保健推進センターの設置運営などの業務を行っております。

機構全体に投入されております国費は 286 億円で、そのうち 185 億円は未払賃金立替払事業において労働者に直接支払う立替賃金の原資でございます。

労災病院は全国 30 病院ございますが、病院の運営に関しましては一貫して黒字経営でございまして、平成 21 年度以降は病院の施設整備につきましても、自前の積立金で実施しておりまして国費は入っておりませんし、借り入れも行っておりません。

右側に機構の主な役割と実績をまとめてございますが、機構の役割は労災疾病等に対する高度専門的な医療の提供、早期の職場復帰の支援、企業の産業医などの産業保健スタッフや人事労務担当者が行う産業保健活動に対する支援、これらを一体的に推進するということで労働者の健康福祉の増進を図ることを目的としております。

2 点目にまいりまして、労福機構につきましては、これまでも労災病院 37 病院ございましたのを 30 病院に再編したことを初めといたしまして、事業の整理効率化を進めまして、労災病院も収益が向上し、また事業経費の節減、人件費削減に取り組みました結果、労災病院運営関係のみならず機構全体といたしましても、平成 22 年度、単年度収支黒字転換を果たしたところでございます。

また、次のページにまいりまして、安衛研とバイオについて簡単に御説明を申し上げます。労働安全衛生総合研究所は、労働安全衛生分野を総合的にカバーする日本で唯一の研究機関として、労働安全衛生行政の推進に当たって必要な様々な科学的知見を行政に提供するという役割を担っておりまして、その成果は法令改正やガイドラインの策定に生かされているところです。

また、複雑困難な労働災害が起きた場合に、厚生労働大臣がこの研究所に原因調査を行わせることができる法律上の規定もございまして、実際、行政機関や捜査機関からの要請を受けて幾つもの調査を実施しているところです。

日本バイオアッセイ研究センターですけれども、この研究センターは国が選定した化学物質について、長期吸入によるがん原性試験を行える国内唯一の機関でございまして、ここで行われました試験を通じて有害性が認められた物質については、行政でガイドラインに載せて健康障害の防止を図ることにしているところでございます。

現在、ここは中央労働災害防止協会に委託事業として運営を任せているところでございますが、1 つの化学物質の毒性試験には約 5 年という非常に長い年月がかかるわけございまして、これを 1 年単位で受託者が変わり得る委託という方式で事業運営するというのは、いかにも安定性を欠くということで、平成 22 年に行われました私どもの省内事業仕分けにおいても、これは安衛研の業務にすべきであるという意見をいただいた経緯もございまして、そこで、この機に日本バイオアッセイ研究センターについては、委託事業という形ではなくて、独立行政法人の業務として位置づけたいと考えております。

4 ページ目は、安衛研につきましてもの合理化の経緯ですけれども、安衛研は元々国立研究所でありました 2 つの研究所を平成 13 年に、まずは、それぞれ特定独法化いたしまして、平成 18 年に 2 つの法人を統合して、非公務員型の独法としたという経緯がございまして、

これにあわせて事務事業の見直しや経営改善に努め、国からの財政支出も大幅に削減してきたところでございます。

そして、今回私どもといたしましては、この労福機構と労働安全衛生総合研究所を統合いたしまして、2つの独立行政法人を1つの独立行政法人にしたいと考えております。なぜそうするのかという背景事情は5ページです。近年、アスベスト関連疾患や印刷事業所における胆管がんの発生など、社会的にも非常に大きくクローズアップされる労災疾病などに関わる課題が新たに生じているところでございます。

例えば、昨年度大きな社会問題になりました胆管がんにつきましては、そもそもの原因物質の特定から始まりまして、作業環境との相当因果関係を判断するための発症機序の解明まで、労働行政としては非常に短期間に迅速な対応が求められたわけでございます。その際に、労災病院では職歴データを活用して、印刷工における胆管がん発生に関する調査を行ったり、また、労働安全衛生総合研究所では当該事業所の作業環境の再現実験を行う、また、産業保健推進センターでは相談対応の窓口を設けて、これらが迅速に行われたところでありまして、労災補償行政、労働安全衛生行政としての迅速・的確な方針決定、また被災の可能性のある労働者に、この両法人が大いに貢献したところでございます。

職場環境の変化は非常に早いものがありまして、新たな化学物質や有害物質が様々な使用方法で職場に入ってきております。また、少子高齢化の中で少しでも多くの支え手を確保していくには、労災による疾病やけがを予防すること、また、不幸にして病になった勤労者も離職しないで職場復帰して、治療を続けながら働くことを支えるということも非常に重要になってきております。

こうした中では、労災疾病などに係る研究機能を強化して、それを確実に職場における具体的な予防策につなげていくことが労働者福祉の向上のためには必要でありまして、そうした機能を最大限発揮し得る法人の形を考えたときに、この2つの独立行政法人を統合することが最適であろうと考えたわけでございます。

6ページに新しい法人のイメージが出ておりますが、現在、労災病院が有しております臨床研究機能に安衛研やバイオが持っております予防対策につながる基礎研究、応用研究機能を加えて、機構としての研究機能を強化する。さらに、労福機構が持っております産業保健推進事業を通じまして、研究成果を社会・就労現場へ還元していくという確実なルートを確保するということを実現したいと考えております。

7ページですが、統合効果の具体例を幾つか載せておりますけれども、例えば、これまでは別組織であることから、労災病院が臨床で得てきた膨大な病職歴データというものがございまして、これを安衛研が直接活用するというのがなかなか難しかったわけですが、そういったことが出来る。また、石綿の種類同定は非常に難しく安衛研にしかできないものでございまして、この技術を石綿関連疾患の臨床研究に取り込むといった形で、研究成果の相互乗り入れが出来るのではないかと。また、研究成果を産業保健推進センターで行っております産業医研修ですとか、あるいは労災病院が行う臨床の現場や地域

の労災指定医療機関への情報提供の中で直接活用していくということが出来るといった、多くの効果を発現することが出来ると考えております。

8ページにまいりまして、統合に当たりましては、組織の合理化や事務事業の整理など
の見直しが必要と考えておりますし、例えば、研究部門を一本化するということで、同一
の研究テーマのもとでの重複を無くしたり、すき間を埋めて効率的な研究が実施可能にな
るという効果も考えております。

また、産業保健事業につきましては、現在3つの事業に分かれているものを一本化いた
しまして、先ほど述べましたような研究成果の社会への還元ルートとすることとあわせて、
より効率的・効果的に機能できるようにしたいと考えております。

なお、平成24年の閣議決定では労福機構につきましては、国立病院機構と並んで新たな
医療関係法人に移行することとなっておりますが、その際の議論では、今の独法制度で
は医療になじまない点が幾つかあるというような主張になっておりまして、そのうち2つ
は公経済負担と整理資源ということで、公務員型の独法であります国病機構に特殊な事情
でございましたが、それ以外は私どもにも当てはまるものとして3点ございました。利益
処分の自由度が低いこと、それから、国による総人件費管理のたががはめられるというこ
と。それから、中期目標で詳細に目標設定管理されて、現場における判断の柔軟性が確保
されないといったようなことを挙げていたところでございますが、これらにつきましては
6月の独立行政法人改革の中間とりまとめの中でも示されております、自己収入の増加や
経費節約へのインセンティブの付与ですとか、運営費交付金の透明化と説明責任の向上、
また目標設定や評価指標の見直しといった方向性が見直しが行われて、そのように運用さ
れていけば一定程度解消されることが期待できると考えております。

また、安衛研につきましても、同じく平成24年の閣議決定で、JILPT（労働政策研究・
研修機構）と統合ということになっておりまして、先ほど述べましたような事情と今回
の独立行政法人の見直しの方向性から、病院や研究という形で機能でかつちりと切って縦
割り型で整理するよりは、この2つの法人につきましては、政策目的に注目して労働災害
や労災疾病の予防として、労働者が健康に働けるという一つの政策目的のもとに、幾つか
の機能を集約することでミッションの明確化が図られる、また、それぞれの機能が効果的・
効率的に発揮出来る相乗効果も期待出来るのではないかと考えているところでございます。

一方で、機構は労働者の福祉の増進という設置目的を有しておりまして、未払賃金立替
払い事業と産業殉職者慰霊事業というものがございます。これらについては、その大きな
目的に資するというので、それぞれ事業の創設当初から昭和47年と昭和51年でござい
ますが、機構の前身に当たります労働福祉事業団の事業となっているものでござい
ますが、これら2つの事業については、やめてしまって切り離せるというものであればともかく、
今後もしっかりやっていかなければいけないものでございますので、ノウハウを有して
おります統合後の法人に引き継ぎたいと考えております。

以上でございます。

○座長 御説明ありがとうございました。

それでは、これから質疑に入らせていただきます。

○委員 御説明ありがとうございました。今の御説明の中でも言及されておりましたが、統合の方向性について、元々安衛研が JILPT と平成 24 年度に統合を検討されていて、今、政策目的、ミッションの明確化のために、むしろ労福機構と一緒にの方がいいという判断に変更されたという御説明をいただきましたが、逆に言うと、JILPT も一緒に統合するということは何か今の計画の妨げになることがあるのかということと、それから、今回労福機構との統合に当たって、バイオの部分について今民間に委託しているものをもう一回取り戻すという御説明をいただきましたけれども、かえって独立行政法人の機能が肥大化するという批判の懸念に対しては、どういう説明を御用意されているのか、この 2 点をお伺いしたいと思います。

○厚生労働省 JILPT の関係につきましては、一言で言えば広くなり過ぎると思っております。今回着目いたしました政策目的というのは、労災疾病の予防であったり、労働災害の予防であったり、そうしたことを通じまして労働者が健康に働ける社会を実現するという、労働災害に注目した労働行政の中の一つの大きな柱をまとめていこうということですが、JILPT の研究内容は非常に幅が広い、労働事情や労働政策に関する総合的な調査研究を行うといったようなことでありますとか、例えば、雇用管理の状況について調べていくとか、そういったものです。そういうことを考えますと、やはり労働災害に着目して、あるいは私どもが持っている労災病院における臨床研究ですとか、安衛研における基礎研究、応用研究に着目したときに、いささかなじまない部分が出てくるだろうということで、ミッションの明確化という観点から、この 2 つの独立行政法人と一緒にの方がいいだろうと思っております。

○厚生労働省 バイオアッセイ研究センターにつきまして、御説明を申し上げます。

これは元々安全衛生法の中で国が設置して、かつ実施すべき事業ということで規定されてございます。昭和 57 年設立以来、国の役目としての有害性調査を実施してきたところでございます。先ほども申し上げましたけれども、1 つの試験に 5 年間に要するような非常に長期的な試験でございますので、今の委託事業の毎年事業者を選定するような仕組みの中では、なかなかやりづらいなところもございます。そういったことで、この機会に独法の事業としてきちんとやらせていただきたいなと思っております。

なお、御指摘のございました組織等々単純に肥大化ではないかということに関しましては、もちろん最低限管理部門は当然整理いたしますし、そういった中で需要のあり方も見直しをしていきまして、組織のスリム化もあわせて図っていくこととしております。

○委員 今のお話にも絡みますが、統合先というのが安衛研と JILPT の場合は、安衛研は労働者の安全のための研究で、もう少し一般的な研究も含めてという形の統合案だったと思いますが、様々な労働者のための研究ですので、別にミッションを細かく特定化しなくても、労働者のための研究という括りでいけば JILPT を排除する必要性もないのではない

かと。一度は安衛研も JILPT と統合してよいと思ったので、今回統合先を労福機構に変えるに当たり、労福機構と統合してもよいのですが、前の統合先だった JILPT はもうだめですとするのがどうしてもわからないところがあるのです。そこは、それほどミッションを狭くする必要もないのではないかという感じがするのが 1 点目です。

それから、労福機構の労災病院ですが、これも以前から議論がありますが、国立病院機構との関係です。結構近いところに国立病院があるという場合がありますが、統合も進めていらっしゃるということですが、労災病院といっても必ずしも労災の方ばかりではなく、むしろ普通の患者さんが多いという中で、結局地域で果たしている病院としての役割も当然あると思います。そこで国立病院機構との統合云々という話は以前からあったわけですが、これは先ほどの JILPT と別の文脈になりますが、国立病院機構さんとは今も分かれています、統合の目は無いという話になるとと思いますが、同じ病院として国病機構との関係はどうお考えになっているのかが 2 点目です。

もう一点、労災病院もかなり独法になって黒字化して、いろいろ頑張っていると思うのですが、国立病院機構の経営改善は上手くいった例として伝えられていますが、国立病院機構におけるノウハウと、労災は労災なりにいろいろあるのだと思いますが、そのあたりを比較して今後はどのようにいくべきかというお考えがあたりであれば、お聞きしたいのですが。

○厚生労働省 御指摘のとおり、安衛研と JILPT との統合でございますね。前回は、基本的には労働関係の研究所を一元化するというお考えだったと理解しております。実際にそれは全く意味がないことはもちろんないわけですが、安全衛生上の知見を実際の人事・労務管理等に活用していくということはあり得ますので、そういう意味での効果はあり得たわけですが、安衛研が一番得意としていますのは労働災害・労働疾病の予防という観点でございますので、そのために労災病院がお持ちのデータを活用させていただき、そして私どもが持っているデータで研究したことを応用していくということがすごくスムーズにいくと考えているわけでございます。

○委員 ですから、その 2 つの統合は意味があるという御説明はよいのですが、今回 3 つではなくて、一度は考えていた JILPT を絶対に排除しなければいけないという理由がわからないということです。

○厚生労働省 先ほど申し上げましたように、非常に幅が広がってしまってミッションの明確化が図られないということがガバナンスにどう響くかということもあると思います。それと、研究とか病院とかで切るのも一つの考え方だと思いますけれども、政策目的に合わせて統合しようと思った場合には、やはり一定のきちんとした方向性を絞っていくというのも一つのあり方だと思います。そのときに、JILPT の行っている研究は、手法においても分野においても、なかなか一つの政策目的の中にまとめ込んでシナジー効果を発揮するというのが、今回の私どもの考えている統合のあり方の中では難しいと考えております。

あと、病院の関係ですが、労災病院というのは端的に申しますと、常に疾病と職場環境や作業内容とを関連づけながら医療を行って、そこが普通の病院とはちょっと違うところでございまして、普通の診療現場でそれがいつも行われているかということとは実践されにくいというところがあります。こうした特徴のもとに、高度専門的な労災医療、せき損やアスベスト関連といったもののノウハウを蓄積してきているところですし、あと、労災疾病に係るデータ収集も行ってきました。また、研究やリハビリ、職場復帰支援なども行って、そういったモデル医療やモデル支援策などを開発するという形で、労災病院の存在意義は大きいものがございます。

また、全国の労働基準監督署で行われております労災認定においては、医学的意見を求める、この意見書の作成ですとか、私病と労災疾病の区別をつけるための鑑別診断も随分と労災病院にお世話になっているところがございます。やはりそういう労災補償行政、安全衛生行政を医学的に支えるという非常に明確な目的・役割を担っているのが労災病院でございます。

その一方で、確かに労災患者の割合は非常に低いものがございますが、一般医療のノウハウの上に労災医療は成り立つものがございますし、確かに地域医療を担うという重要な役割もございますので、その点につきましては、例えば、地域連携支援病院の指定を増やしたり、地域連携室をすべての病院に置いて地域との関わりを持っていく、そういう努力もしているところでございます。

また、国病との関係につきましては、平成24年2月にあり方についての検討会報告がありまして、なかなかすぐ統合というわけにはいきません。ただ、連携をすることによって統合のメリットを出していきましょうというような御意見をいただいたところがございますので、平成23年度末に協議会を国病との間で置いておりまして、そのもとで随分といろいろなことを始めてきております。例えば、医療機器とか医薬品の共同購入を進めるといったこと、また、国立病院に倣いまして、いろいろな指標を作って管理するという臨床評価指標の策定や治験の推進といったようなところでノウハウをいただいているところがございます。平成24年度から始めたばかりですので、まだまだもっと取り入れていくところ、相互に連携して効果を出していくところがあると思いますので、これは引き続きやっていきたいと思っております。

○座長 よろしいでしょうか。

1つ目は、今、委員がおっしゃられた話と同じで統合の話なのですが、大体統合のお話をお聞きしているとそれぞれが違うのだというお話ですけれども、先ほどガバナンスの範囲が広くなり過ぎるというお話があったのですが、JILPTの場合にはそれほど大きな組織ではなく、一時は一緒になられようかと思われた。それから、研究成果を全部あわせてどなたかが見られるわけではなくて、研究の分野は従来の専門性の中で統治されれば、むしろ単純に組織管理みたいなもので考えれば、御一緒にやられた方がより効率性は上がるのではないかと。どうしても小さいと管理部門の比率は高くなりますし、そういう意味では

資源配分として特段のデメリットがなければ、一時考えられた方策というのは十分にあるのではないかと思います。その辺どうですか。違うのはわかるのですが、合わせて本当にお困りになることがそれほどあるのか。片や1万5,000人おられて100人と100人みたいなお話なので、少しその辺に関しまして、スパン・オブ・コントロールを超えてしまうという話が、残り100人が加わるとだめだというのが何となくピンと来ないところがあるのですが。

○厚生労働省 やはり人数ではなくて、やっていることの中身だと思います。JILPTのやっておられる範囲というのは非常に幅広いものがあります。まさに、民間の労務管理の中身を熟知していなければなりませんし、労働経済についての知識も必要ですし、こういったものをコントロールしていくというのはなかなか。当初は、安衛研と労福機構だったわけです。労福機構と安衛研の共通点と言われると、どちらかといえば理系でございます。病院と理系の研究と文系の研究とが全部一緒くたになって、その上に乗っかる理事長はどういう方に来ていただいて、ガバナンスをきかせていただけるのかということになりますと、私どもとしてもかなり苦しいかなというところが本音でございます。

○座長 今の御意見はわかりました。そのとおりのことではないですけれども。

○委員 今の話は安衛研とJILPTが統合したときも同じように大変かなという感じがするので、この場ですぐというよりはお考えいただければと思います。

あともう一点、8ページにもありますが、産業保健推進センターとこれまで委託事業で出していた地域産業保健事業を再構成してということになりますが、これは少し肥大化することになるのですか。平成22年の閣議決定では、産業保健推進センター業務の縮減、ブロック化ということをおっしゃっていたのですね。それに対して今度は、他の地域産業保健事業、メンタルヘルス云々をさらにのみ込む形になる、拡大する感じになりますか。

○厚生労働省 まず結論を申し上げますと、肥大化するとか、ただ単純に足すということはないようにいたします。人員も予算も削減する予定でございます。その上で申し上げますと、3つの事業がございますが、産業保健推進事業と地域産業保健事業とメンタルとございますけれども、産業保健推進事業と言いますのは、ある程度の規模、平たく言いますと50人以上の規模のところには産業医や衛生管理者がいらっしゃるわけですが、こういった専門スタッフに対する支援ということを主としてやっているところでございます。先ほどおっしゃったように、47のセンターがございまして、これを15に減らしてございます。この15のセンターで複数の地域を統括するようにしてございます。例えば、福岡のセンターが佐賀、長崎もまとめて見るようにしてございます。そうやってきました。

他方、地域産業保健センターやメンタルというのは、個々の事業所、場合によっては個々の労働者にもアクセスするような話になりますので、まさに地域との関わりが大切でございまして、都道府県の医師会と連携しながらそういった事業もやっているところでございます。地域密着型でございます。だから、この三者を統合するといったときにどちらに合わせるかという話でございますが、やはり個々の事業所あるいは個々の労働者・経営者の

方に直接支援が出来るような仕組みにしていきたいということを考えますと、都道府県単位のセンター、統合した組織を置くべきであろうと考えているわけでございます。そうすることによりまして、産業保健推進事業と地域保健事業とメンタル事業を一体的に運用できるようになる効果の方が、より大きいのだらうと思っております。

○委員 全体として業務に従事する職員数は、その3つを合体することになるとどうなるのですか。

○厚生労働省 その辺につきましては、現在3つの事業でやっておりました、例えば、関係者との連絡調整会議がございますが、これは大体同じような関係者がいるところを同じように3つ連絡調整会議などを開いていたので、それを3事業一緒にすれば回数を半分以下に減らせるのではないかと。例えば会議とかですけれども。

あと、人員につきましても、先ほど説明申し上げた中にも入っておりましたが、管理部門なども調整してスリム化していけるのではないかとということで、人員に関しても減らしますし、予算に関しても減らすという方向で考えてございます。

○委員 再構成により肥大化するのではなくて、スリムでより効率的ということで、ぜひお願いしたいと思います。

○座長 事務局から何かございますか。

○事務局 後で委員の先生方と御相談して、また追加の資料等々をお願いすることになるかと思っておりますけれども、統合について2法人の統合か、3法人の統合かという論点が残っていると思っておりますし、それから、バイオにしる、産保にしる、今までの行革の流れは民でできることは民でというのは徹底してください、あるいはいろいろな出先の問題は、国と地方の役割分担を考えれば国はブロック化・重点化してくださいという流れにあったところを2つとも逆行するように見えるので、先ほどいろいろな行革効果を出します、予算も人も減らしますというプレッジはあったのですけれども、それをもっとしっかり説明していただかないと、と思っております。

私からは以上です。

○座長 それでは、予定の時間を超過しましたので、これで労働者健康福祉機構、労働安全衛生総合研究所のヒアリングを終わりたいと思います。厚生労働省、労働者健康福祉機構及び労働安全衛生総合研究所の皆様ありがとうございました。なお、今、事務局からも御説明があったように、追加的にヒアリングを行わせていただくことや、追加の資料をお願いすることもあるかもしれませんので、そのときにはまた御対応のほどよろしくお願いたします。本日はどうもありがとうございました。

(厚生労働省、労働者健康福祉機構、労働安全衛生総合研究所 退室)

○座長 続きまして、厚生労働省所管の労働政策研究・研修機構からヒアリングを行います。ただいまから府省、法人の方に入室していただきます。しばらくお待ちください。

(厚生労働省、労働政策研究・研修機構 入室)

○座長 本日は、お忙しいところ厚生労働省、労働政策研究・研修機構ほか御担当の皆様にご出席いただき、ありがとうございます。

まず最初に、私からヒアリングの進め方について御説明いたします。5分以内で主務省から御説明いただいた後、15～30分質疑をさせていただきます。なお、時間が非常に限られておりますので、業務説明は割愛していただき結構でございますので、特に説明が必要な事項を重点的に御説明いただければと思います。また恐縮でございますが、時間は厳守していただければ幸いです。

それでは、御説明をお願いいたします。

○厚生労働省 よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。JILPTの説明資料ということで提出させていただいたものに沿いまして御説明させていただきます。

まず、1ページ目、法人の概要でございますけれども、労働政策研究・研修機構はJILPTと通称しておりますが、平成15年10月、労働に関する総合的な調査研究などの事業を行ってまいりました日本労働研究機構を廃止した上で、労働研修所と統合し新たな独立行政法人として発足したものでございます。

法人設立のコンセプトでございますけれども、1つは政策研究機能への純化ということ、もう一点は、労働政策研究と労働行政担当職員研修の統合による相乗効果の発揮と、この2つをコンセプトにしまして事業と組織の見直しを行いました。その後、政策研究の質及び研究と研修の相乗効果の向上を志向した業務運営に努めてきているところでございます。

これまでの取り組みでございますけれども、まず、平成15年の法人設立時には、新法人を政策研究機能に純化する観点から、労働政策への貢献度の低いものとして純粋学術的な研究、民間でも可能な単純なデータの収集・提供、出版事業、諸外国の労働組合幹部の招聘等を廃止いたしまして、あわせて新宿事務所も廃止したところでございます。

他方、外部評価を含めた研究評価体制の構築、それから、中期目標でのプロジェクト研究テーマの提示といった政策研究機能の質を高める取り組みを実施したところでございます。

その後、事業運営の効率化を徹底するとともに、法人設立時のコンセプトをさらに深掘りする事務事業の改革と、それに伴います組織・人員・財政支出の削減を行ってきたところでございます。

2ページでございますけれども、このような改革を進めてきたことによりまして、特殊法人時代、平成14年度と比較いたしまして、職員数は平成25年は112名と43名削減いたしまして、約7割規模になっております。常勤役員数は2名削減し4名に、財政支出は20億円削減しまして25.6億円と約6割の規模になっております。

それから、内部組織につきましても、4部11課2研究部門を削減いたしまして、5部12課6研究部門ということで、部と課と数はおおむね半減という合理化を実現してきております。

これまでの独法としての成果は3ページです。調査研究の成果は、例えば一番左にございますが、若年者雇用支援に関する研究はヒアリング調査、アンケート調査によりまして、フリーターの実態として、いわゆる夢追い型ではなく正社員を希望しながら不本意に低賃金不安定雇用に使っている若年者が多く存在することなどの事実から、若年者の実態に応じたきめ細かな就職支援や能力開発支援をハローワークや学校、地域関係者などが推進する必要性を指摘いたしまして、累次の若年者雇用対策のメニューの立案に貢献しているなど、労働政策形成に多面的に貢献してきております。

また、数量的に見ましても、一番下の表にございますけれども、審議会での引用件数、それから、専門図書での引用件数等を見ましても、それぞれ5倍、1.6倍と右肩上がりに成果を上げてきておりまして、政策研究機関としてのレベルの高い組織になってきたと考えております。

なお、このような質の高い調査研究成果を発揮できておりますのは、政策研究機関としての使命が明確なことで、トップレベルの研究者を理事長に迎えることや、優秀な研究者の確保が可能であるということ。2点目には、労働政策研究に特化していることで理事長の行き届いたマネジメントが可能となっていること。この2点に寄るところが大きいと考えております。

4ページでございますけれども、研究と研修の相乗効果でございます。例えば、若年非正規雇用について研究している研究員が、ハローワークで若年者雇用対策を担当する職員に対しまして、若年者、既卒者、フリーターを取り巻く現状、学校からの職業への移行の際の課題等について講義するとか、講義や課外活動を通じて研究員と研修生が直接ディスカッションして現場の問題意識を研究に生かす、このような取り組みを通じまして相乗効果が発揮されてきております。

このような成果は、単に外部から講師を呼ぶことでは効果的に実現することは出来ず、労働政策研究所と労働大学校がJILPTという同じ組織のもとで目的意識を共有して一体的に運営しているからこそ実現出来ているということで考えております。

JILPTにつきましては今後とも効率的・効果的な事業実施を行うべく改革に取り組んでいくことにしておりますけれども、今ほど申し上げましたように、この設立の目的からしまして、しっかり効果が上がってきていると考えておるところでございます。凍結されております平成24年閣議決定につきましては、JILPTは安衛研と統合することとされておりますけれども、今般の改革におきまして安衛研は労働者健康福祉機構と統合するという方向で検討されておりますので、JILPTとの統合は行われなくなると考えております。

また、平成22年の閣議決定で研修は国が実施することとされましたけれども、先ほど申し上げましたような考え方に基づきまして、国への移管は行わない方向で検討しております。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

○委員 JILPT については、文系のまさに政策研究機関として十分な成果を上げられていると思っておりますが、今回なかなか難しい状況にあると思うのは、一旦安衛研と統合するという民主党案があって、それが凍結されて今度は安衛研が労福機構とという話になって、そうすると、以前安衛研と統合するつもりでおられたわけですから、そこでのシナジー効果、期待というのは、管理運営面はもちろんのこと事業面でもおありだったと思うのですが、それがそんなに簡単に無くなってしまうのかということと、労働大学の国移管というのは国の研修なので国が自分でという話は前々から言われていたのですが、今度はそれもしないということになりますと、独法の改革という中で JILPT がどういう立場になるかという問題になります。あれもしない、これもしないということになってしまうので、なかなか難しいと思うのですが、安衛研との統合についてはどのようなシナジーを考えていらっしゃるのですか。

○厚生労働省 御質問いただきました労働安全衛生総合研究所との統合に関する考え方でございますが、平成 24 年の閣議決定ではそういった統合の姿を描いておりました。御案内のとおり労働安全衛生総合研究所は、労働災害の防止に関する安全面の調査研究あるいはメンタルヘルスの問題、化学物質中毒など、労働者の安全衛生に関する調査研究を行う機関でございます。労働政策研究機構は、厚生労働省の労働政策の企画立案に関する研究で、アプローチとしては労働経済学や労働法学がメインの研究機関でございます。この両機関の統合に関しまして、想定される具体的な統合効果としては、当時の考え方としてはメンタルヘルス対策、働く人のうつ病といった問題について労働安全衛生総合研究所の医学的な観点と労働政策研究・研修機構の雇用労務管理に関するノウハウが生かせる部分があるのではないかと考えておりましたが、両法人のそれぞれの研究領域の中で非常に大きく重なる分野があるということでは必ずしもなく、当時の独法改革の議論の中で一つ方向性として打ち出す際、統合効果が想定される分野としては、そういったメンタルヘルスの問題があるのではないかと考えておりました。

○委員 労働者の安全ということを考える機関ですね。それは今回の安衛研と労福機構もそういうことになるのですが、文系的な政策研究としても労働者のためのさまざまな政策を研究していくというのが JILPT だと思うのですが、今回安衛研があちらにくっつくということになったのです、それが変わったから、つまり労福機構が出てきたからといって今の話が消えるということではないのでしょうか、基本的には。つまり、事情が変わったというのは、2つの法人が一緒になることになりました、初め JILPT が統合するつもりであった1法人が、こちらの法人とも統合することになりましたというだけのことであって、直ちに効果が無くなるということは考えにくいのですが。なぜ3つの法人が一緒になれないかというあたりはいかがですか。

○厚生労働省 御指摘のとおり労働安全衛生研究と労働政策研究については、特にこの2年間で大きく内容が変わったわけではございませんので、その部分だけ取り出せば同じよ

うなシナジーのある部分と、なかなか考えにくい部分とがあるという環境状況は同じではないかと思えます。

ちなみに、労働安全衛生総合研究所のあり方については、過去の独立行政法人改革の流れの中で、平成19年の閣議決定では労働者健康福祉機構との統合という、労災つながりと申しますか、労働災害という切り口から考えまして、予防から治療、リハビリテーションまでを通して行うという考え方。平成24年の閣議決定では、リサーチつながりといいますか、労働政策研究と統合するという考え方で、そこは二様の考え方がこれまでなされてきた法人でございます。

今の御質問でございますが、今回は平成19年の考え方で労働者健康福祉機構と労働安全衛生総合研究所という方針を今、省として打ち出しているものですから、労働者健康福祉機構まで含めた3法人の統合についてのメリット・デメリットの比較衡量をしなければいけないのだと思えます。これは、まさにこういったワーキンググループで先生方に御議論いただく論点だと思えますけれども、一般論としまして独立行政法人を統合する、あるいは切り離すことについては、元々独立行政法人が国の組織の肥大化を防ぐというような意図があって、そのときに一つのまとまりのある事業を切り出して、成果を明確にし、責任を負わせるというような考え方があるのではないかと考えておりますので、その考え方からいくと、労働者健康福祉機構と労働安全衛生総合研究所を統合した法人の労災の予防から治療、リハビリテーションまでを通じた、しかも、その法人の事業規模としましては労働者健康福祉機構部分がメインの業務になるような法人になろうかと思えます、仮に本当に統合になれば。そういたしますと、そこを統合するときの一つの組織体として事業の性格の相違を考慮したときに成果や責任の明確化ですとか、そこに法人の理事長が全体に目配りをして運営していくということが可能な規模なり、事業の性格の範囲なのかということが問題になるのではないかと思えます。そこが規模として大き過ぎるあるいは事業の性格として幅が広過ぎるということになりますと、独法制度の一つの大きなメリットではないかと思えます法人の内部・外部からのガバナンスが弱体化する、十分効かなくなるおそれがあるのではないかと思えます。

もちろん、一方で間接部門、総務や経理といった業務の集約化というメリットは、ある種どのような法人を統合しても発生するメリットだと思えますけれども、それを比較したときに労働政策研究の機関のガバナンスのあり方として、労働者健康福祉機構の部分が事業の性格としても相違が大きく、また規模としても世帯が大き過ぎるのではないかと考えまして、労働安全衛生総合研究所との統合とは異質の問題が3法人だと発生すると考えております。

○座長 御説明をお聞きしていて少し違われるという部分は、どうしても統合話の場合にはいつも出てこられて、ただ、一旦何かシナジーの可能性があるとということもおありになったことですし、組織体が小さいと今おっしゃられた管理部門のお話というのは、どうしても残り続けるのだと思えます。この辺に関しまして、総体的な比重が大きいですから、

そんな重箱の隅みたいな話はしたくもないのですが、組織全体が小さいとどうしても管理部門が20%近くおられるということになられて、随分御苦勞はされてきたのだと思いますけれども、その辺に関して少し納得感のいくアイデアを出していただかないと、組織的規模が余りない法人が単独でおられるというのは、よほどデメリットがない限りは少し考えていただきたいという話は出続けると思いますし、この法人はずっとそのテーマで来ていると思いますので、これができれば独法改革のある一区切りということで考えた場合、ぜひそこは御検討いただければなということではあると思います。そういう意味では、前に向かって発想をしていただければなと思います。

○委員 補足なのですけれども、いただいた書類の「個別法人の組織等の在り方について（その2）」の単独で存続する必要性の中で、他と統合すると優秀な研究者の確保が困難となる、ないしは統合する他法人の所管行政に批判的な研究の内容が困難になる、ないしは予算や人員が偏る等のおそれがあるとおっしゃっているのですが、同じ厚生労働省傘下の、特に昔の労働省系のところと一緒に上で、そのような懸念は特に無いように私には思えるのですが、研究者確保等に懸念を持たれているのでしょうか。

○厚生労働省 今いただきました御質問でございますが、研究者の確保につきましては、政策研究機関であるということが、これから門をたたいてくれる研究者の応募動機としては大きな影響を持っていると思っております。また、先ほどの労働者健康福祉機構の話とちょっとダブリますけれども、そういった大きな事業法人と統合した場合に、機関としての使命が曖昧になるということもありますし、また、そのような法人が仮にできたとしますと、これまで当法人は歴代、独法化以降は労働法あるいは労働経済のトップレベルの研究者に理事長としてお越しいただきまして、中での政策研究の質を高めるという努力をやってまいったわけですが、そういった方を今後理事長にお迎えすることも難しくなるのではないかという懸念はあると思っております。

また、それだけ大きな法人で、しかも、事業の性格も区々ということになりますと、どうしてもマネジメントとしまして全体に目が届かなくなるという懸念もございますし、それから、予算を挙げた点は、仮に大きな事業執行法人と統合した場合、研究部門と事業執行部門の最高責任者が同一人物になるわけですが、労働政策研究・研修機構の研究の一つの柱として、政策の効果・評価に関する研究というものがございます。そういったものもございまして、同じ人物が研究部門と事業執行部門の最高責任を兼ねたときに、一種の利益相反のようなおそれがあるのではないかと考えてございまして、同じ省内で同じ主務大臣の指導を受けるわけですが、そのことによって必ずしも払拭し切れない問題があるように思っております。

○労働政策研究・研修機構 補足させていただきます。

優秀な研究者の確保が困難になるという点ですが、ただいま私ども労働政策研究・研修機構で労働政策のニーズに応じた調査研究のプロダクツを着実に毎年毎年出し続けている、コンスタントに一貫して出し続けていると思っております。そういうことが可能なのは、

内部の研究者が独法改革後育ってきて、もちろん出向でおいでになっている方もおられますが、主力部隊は大学の労働経済学、産業社会学、労働法、心理学の博士課程を修了した方々がこちらに応募してくれて、しかも、研究プロダクトを出してくるのがその人たちの標識になるわけですから、大学にも移れるのに移らないで定着して、しかも、学会の中で労働政策研究という分野での優れた研究者として認知されているということによるわけです。その人たちが育っているいろいろな仕事をやっていくという好循環が今は生じております。それが政策実施機関の一部になった場合には、その人たちが定着してくれるのか、あるいはそもそも応募してくれるのかと。大学との人材獲得競争をやっているわけですし、JILPTの研究者であることに誇りを持って今やってくれているわけですが、そういう状態が崩れて、どんどん人材が逃げていく、あるいは応募してくれなくなるということを私は恐れているというわけです。

○座長 御説明はある意味ではわかるのですが、ただ、一般的にお聞きしていて、今のJILPTというブランドとJILPTという研究センターが大きな組織の中に存在して、それなりに機能されていれば本当に研究者がそういう組織形態まで嫌がるのかということ等も含めまして、法人格として独立していなければデメリットが出るということについては、お聞きしていて私はどういう形なのかなと思います。

また、それが説得力のある御意見だとすれば、組織のより効率的な運営について、もう一步踏み込んでお話をいただきたいなという感じはしますので、この話はこれ以上させていただいても、なかなか難しいと思いますので、今日はこういう形でお聞きしたということだと思います。

あと、労働大学のお話も、一旦はこういう形で国の方でやった方が合理的かなというお話の中で、研修の御説明のところですけども、これは先ほど委員がおっしゃられたように、一旦閣議決定云々のところがこれもだめ、あれもだめになりますと、改革に関して少し建設的に何か取り組んでいただくものを逆にお出しいただきたいなという思いは強くございますので、その辺は時間もございますので、こちらから一方的にお話しすることになってしまうのですけれども、何か御検討していただければという感じがいたします。

○厚生労働省 今、座長からお話がありましたように、問題点が全く無いとは私どもも思っておりませんし、今ほどいただいたお話も持ち帰りまして、出来る改革はしていくという姿勢で取り組みたいと思いますけれども、最後の点について申し上げますと、基本的には一連の行政改革の流れは国でなくても出来るものは外に出せと言われて、かつて出して、そういう中でせつかく政策研究との相乗効果もどんどん組織がなじんで出てきて、研修効果という面でも上がってきていると。我々は改革というのは、効率的に高い成果が得られるためにやるものだと思っております。そういう意味で、繰り返しになりますけれども、先ほどお話があったような観点から、さらに出来ることがあるのではないかという御指摘だと思いますので、今日の御指摘を持ち帰りまして、我々も前に向けて検討させていただきたいと思っております。

○座長 ぜひお願いいたします。

事務局から何か補足はございますか。よろしいですか。

それでは、時間も超過しておりますので、随分お待たせしたと思っておりますけれども、今日はどうもありがとうございました。これで労働政策研究・研修機構のヒアリングを終わりたいと思っております。厚生労働省及び労働政策研究・研修機構の皆様におかれましては、御対応ありがとうございました。なお、今後追加的にお聞きするヒアリング、また追加資料の提出等をお願いすることもあるかもれませんので、そのときにはよろしく御対応のほどお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。

(厚生労働省、労働政策研究・研修機構 退室)

○座長 続きまして、厚生労働省所管の勤労者退職金共済機構からヒアリングを行います。府省、法人の方に入室していただきます。しばらくお待ちください。

(厚生労働省、勤労者退職金共済機構 入室)

○座長 本日は、お忙しいところを厚生労働省、勤労者退職金共済機構の御担当の皆様においでいただき、誠にありがとうございます。

まず、私からヒアリングの進め方について御説明いたします。冒頭、5分以内で主務省から御説明いただいた後、15～30分で質疑応答を行うことといたします。なお、時間が非常に限られておりますので、業務の説明は割愛していただいて結構でございますので、特に説明が必要な事項のみ重点的に御説明いただければ結構でございます。お待ちいただいた上誠に恐縮でございますが、説明時間は厳守していただければと思います。

それでは、御説明をお願いいたします。

○厚生労働省 よろしくお願いいたします。座って御説明させていただきます。

お時間もほとんどありませんので、こちらの横長の資料でポイントだけ説明させていただきます。

まず、1ページでございますが、中退共制度の概要ということで、左上に図がございますが、簡単に申し上げますと、私どもの勤退機構は①で中小企業事業主に退職金制度の加入の働きかけをして、応じてくれた54万の事業所から②の掛金の収納がありまして、③で資産の運用が5兆円ぐらいあると。④で従業員624万人の方を対象に、年間で4,352億ということで退職金の支払いをしているというところでございます。従業員にとって退職金というのは非常に重要でございますので、退職金制度の基本部分であります①の掛金と、④の退職金の金額につきましては、国が労働政策審議会で決めるという特殊な仕組みになっているところでございます。

この制度のポイントといたしましては、1枚目の真ん中に縦に書いてありますけれども、1番として制度の安定性・継続性というところでございます。長い方ですと40年超、平均ですと10年ぐらいで624万人の退職金を扱っているというところでございます。

2で給付の確実性と書いてございますが、これもちょっと特殊でございますけれども、退職金というのは事業所で就業規則を定めた場合は労働基準法上の賃金にみなされますの

で、これが払われなかった場合、労働基準法違反ということで監督官が指導監督に入って、確実に払っていただかなければならないと。こういうところが他の共済制度とは違って特殊なところではないかと私どもは考えております。

3番目は、当然のこととして資産管理、5兆円をしっかりとしていかなければいけないということでございます。

こういった観点を踏まえまして右側でございますけれども、中長期的視野に基づく政策の実施ということでございまして、先ほどもちょっと申し上げましたが、掛金と退職金額は国の労働政策審議会で決めて、それを確実にコントロールしていくということ。また、国の法人の解散の制限、役員任命・解任といったところは独法の制度そのものでございますけれども、こういうところで非常に強くにらみをきかせていると、そういうことが必要ではないかと考えております。

その結果のパフォーマンスとしては、幸いなことに現在順調によい結果が出ているのではないかとということで、退職金の被共済者、従業員の数、労働者の数というのは573万人から624万人ということで50万人ぐらい増えておりますし、運用の累積欠損金も幸い最近の経済情勢を反映いたしまして、今は健全に推移しているということでございます。国費の運営費の投入額につきましては、度重なる行政改革で随分削られて大分減りましたけれども、それでも一応健全に頑張っておりますということで、ちょっとPRさせていただきたいと考えております。

2ページでございますけれども、もちろん私どもといたしましては今まで事務事業の見直しの御指摘をたくさん受けてきております。これにつきましては、今までも総務部門とかビルの売却というのものもあるわけですが、いろいろとやってきたわけですが、今、宿題として残っております企業間通算の申出期間、企業が変わった場合に今までは2年間中断があってもよかったのを3年間にするということですか、あるいは住基ネットの活用ですか、退職金の支給期間、24カ月以内に辞めたら退職金は出ないのですけれども、それを短縮してくれといった話もありまして、こういったことに対応していかなければならないと考えております。

これにつきましては、実はすべて法律改正が必要な事項でございまして、今回の事務事業の見直しまで法改正としてお許しいただけるかどうかにつきましては、まだ行革事務局とお話ししていないということでございますので、どうなるかわからないのですけれども、そういうことをやれと言われてたら、こういうことはやらせていただきたいと考えているところでございます。

3ページは今まで事務局といろいろ議論させていただいた中で、当然法人形態ということで民営化とか他法人の統合というのが随分議論になりましたのでいろいろ書かせていただきましたが、一言で申し上げますと、民営化につきましては法人の解散というのが非常に怖いということと、他法人と統合した場合は、労働者向けの賃金の性質を持ったお金が

事業主向けの資金と混じるのがなかなか難しいといったところが大変大きな論点になるのではないかと考えています。

以上、駆け足で簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○座長 ありがとうございます。それでは、質疑に移らせていただきます。

○委員 最後のところで、民営化ないし統合の問題点ということで資料にも書いておられるのですが、特に中小企業基盤整備機構との統合についてということで、政策も違うし金の性質も違うということが多分根幹で、反対という御趣旨だと理解しましたけれども、運用自体は全く別のプールにして運用するというのも当然出来て、法人を1つにすることによってお金を常に一緒にくたに運用しなければいけないということでもないと思いますし、普通民間の信託銀行などですと、ある企業の退職年金の資産と他の企業の退職年金の資産はバラバラに管理しているのがむしろ一般的で、一緒に混ざっている部分もないわけではないのですが、多分投信などはいろいろな企業のお金が入っていますけれども、年金の資産については個別に勘定を設けて運用するということがむしろ民間では一般的なもので、法人を2つを1つにするということと、勘定を常に一緒にしなければいけないということはリンクしないのかなと思っております。違うとすれば、ここにもお書きいただいているように、中小企業対策としてやるのか、労働者対策としてやるのかという政策目的は確かに違いがあるのだらうと思いますけれども、それによって管理機構であったり運用機構であったりということダブルで常に持っていることと、政策目的が若干濁るといえるか、違うものが混ざるという目的の問題と、まるっきりどちらが正で、どっちが邪というよりは、比較衡量の問題のような気もするのですけれども、いかがでしょうか。

○厚生労働省 それは確かにおっしゃるとおりです。世の中に絶対だめだということはもちろん無いわけでございますが、私どもといたしましては、統合のメリットも含めて考えると、まず御指摘がありましたように、資金については両者を混ぜてやるということは多分できないと思います。ここには書いていないのですが、基盤整備機構にまだ若干の累損があると聞いておりますので、そういうものと混ざることについて反対があるので、完全に衝立を立てなければいけないと。

あと、先ほどちょっと御説明させていただきましたけれども、退職金の額や退職金の掛金額というのは労使が入った審議会で議論しておりますので、そういった運用面でも多分、今後もそれはやらせていただかざるを得ないと思いますので、そこも多分混ざることは無いだろうなということだと思います。

そうした場合に統合のメリットということで、統合すると当然理事や職員を減らしてくれという話が出てくると思うのですが、私どもとしてはそれぞれ今まで金額的にも運営費は半分くらいになっておりますし相当程度減らしてきておりますので、これ以上は本当にそういうのが耐えられるのかどうかという御議論もありますし、また、労働者向けの制度と事業主向けの制度が1人の理事長のもとで上手く最善として切り分けられて出来るのかどうかというのは、絶対ということはありませんから比較衡量の問題であるというのは

我々も承知しておりますけれども、そこはなかなか難しいのではないかとということで、仮に統合するとした場合も、かなり衝立をきれいに立ててやらせていただくことになると、本当にメリットがあるのかなという点はかなり難しいのではないかと。それで本当に労働者なり使用者なりを本当に説得出来るのかという点からいうと難しいのではないかと思います。

資料は3ページの下にメリットや効率性の追求がなかなか難しいということとか、あるいは統合に係る費用、あるいは細かい話ですけれども、例えば、本来自分の退職金に回ってくるようなお金を、要するに法人の共通経費として事務負担させられると、それを労働者の方は納得するのかどうかとかいろいろな問題があるので、そういう意味では絶対というのは世の中にはないことは承知しておりますけれども、私どもとしてはなかなか難しいし、現実には私どもの法人自体は累損もなくて、それなりに上手く回っていると思っておりますので、できればこのまま小ぢんまりと安全運転させていただければありがたいというのが正直なところでございます。

一言、法人の理事からも。

○勤労者退職金共済機構 勤退機構でございます。

ちょっとテクニカルなお話になるのですが、先ほどもありましたが、私どもの資金の性格は退職金ということで、年金と違って一時払いでございますので、資金の性格としては足が短い資金でございますので、私どもの運用の第一義的な目的は、資金繰り対策といいますか、キャッシュフロー対策でございますので、全体の6割程度を満期保有目的ということで国債、政府保証債で保有しております。まずそこをきちんと充てていくことが第一の目的でございますので、いわゆる委託運用もございまして、その部分だけどこかに取り出してという資金の動きが分断されて、かえって非効率になると考えております。

さらに、委託運用につきましても、平成24年度でございますが、いわゆる実績としては市場平均に比べて0.44%上回る実績も上げておりますので、あえてそれを切り出してどこかに移す効率性というのは見出せないと考えてございます。

○座長 共済ですから当たり前なのですが、一応そういう意味では資金の性格の話なり、運用になられるのですが、本法人の場合には資金というのは当然今、委員が言われたように、区分経理をされれば全く問題は無いことで、むしろ外辺部の事業の契約であったり、支払いであったりという業務、むしろ事務運營業務のほうが作業構造としては多くていらっしゃるわけですね。その辺に関しましては、ある意味では中小企業という中で、もちろん働かれる方と経営者ということになるかもしれませんが、中小企業は基本的には働かれる方と経営者がかなり近い距離におられる部分もございまして、そういった政策目的論から言えば、何らかのコラボレーションがある意味を持つと、ユーザーサイドの観点に立ちますと、どうしてもそういう気になるところがあって、それに対して今の資金の性格とか運用方針というお話とはちょっとかみ合わない。むしろそうであるなら資金の方

をきちんとさえすれば、もうちょっと事務の効果性、何も減らすという話ではなくて、よりいいパフォーマンスが出る方向で、省も違うので何とも恐縮ではあるのですが、何かお考えいただける方法はないのかなど。ないしは、そちらの御説明もちょっとお聞きしたいなという感じがするのですが。

○厚生労働省 今ほどの説明に若干補足させていただきますと、やはりメリット・デメリットの比較衡量ということが大きいと申し上げましたけれども、まず、中小機構の事務の実態はまた別途ヒアリングがあるかと思いますが、私から簡単に申し上げておきますと、似ているところは小規模企業共済だと思えますけれども、当然中小機構はそれだけではなくて、例えば、ファンドの出資ですとか、経営相談、経営サポート、専門家派遣あるいは中小企業大学校による人材育成、債務保証、その他に産業用地の取得とか割とハード的なこともやっている。さらに、セーフティーネットということで小規模企業の共済制度に加えまして、中小企業の倒産防止共済というかなり幅広に業務をやっていただいているという実態がございます。ですから、中小機構のお立場を私から言うのも何なのですから、多分、小規模企業共済だけの類似性を捉えられて、そこだけでということになりますと、私ども機構では冒頭担当から申し上げましたけれども、加入の促進から掛金・収納、資産運用、退職金支払いというかなり幅広の一連した業務を行っている中で、それをそのまま中小機構にポンとはめるというのも、事務の大変さということにつきましては、中小機構も効率的に業務を行うのが難しいのではないかという意味で、必ずしもメリットにはならないのではないかと考えております。経営陣の目が行き届くかどうかという問題もあろうかと思えます。

もちろん、今、座長が御指摘のとおり、例えば、いろいろなコラボをして両方のメリットを上げていくということはあるかと思えますけれども、それが1つの法人でなければ出来ないかということには必ずしもないのではないかと考えておりますし、現状でもいろいろとコラボはやっておりまして、それなりに効果は上がっていると思えますが、それはそれで今後もきちんとやっていくべきこととは思いますが、それが1法人かどうかということは、また別途の議論かと思えます。

○委員 統合云々とちょっと違う話なのですが、平成24年末に欠損金が無くなったということで非常によかったと思えますが、今後、資産運用において欠損を出さずに運用していくということに関しては、今までと今後で何か体制整備等で変わった点はあるのでしょうか。

○厚生労働省 これは今後と申しますか、実は欠損金が出たときに大問題になりまして、その後平成29年までに欠損金を解消するという計画を立てて、今回はいろいろな外的要因もありまして今の時点で無くなったわけですが、そのとき以来いろいろしているところがございます。まず、機構の体制でございますけれども、今の理事長は日本銀行のOBということで、そういう方に来ていただいておりますし、今こちらにおられます理事も金融の専門家、私よりもはるかに詳しい方です。その他資産運用の担当者におきまして

も、金融機関や金融経験のある方、あるいはそういうOBの方を積極的に採用していただくということで、人的には役人がちょこちょこやっているというものは全く排除しているという状況でございます。

その他、外部の専門家で実際に年金資金の運用をされている銀行の方を5人ほどそれぞれアドバイザーということで、そういうところにもお諮りして、非常に苦しい思いをしておりますので、それは私どもといたしましてもしっかりとやらせていただきたいと思っております。

あと、資産運用の内訳ですけれども、本来はもう少しハイリスク・ハイリターンというのがあってもいいのかなと思いますが、私ども先ほどから申し上げている労働政策審議会で退職金支払いの金額も若干皆さんに我慢していただく代わりに、安全確実な運用ということで国債を中心とした運用をやらせていただくという方針のもと、今後ともやっていきたいと考えております。

○勤労者退職金共済機構 ちょっと技術的なことで恐縮でございますが、今、厚生労働省からもありましたけれども、累積欠損金発生のもその原因は、予定利回りというものを法律で決めておまして、市場実勢に比べて予定利回りの下げ度合いがかなり遅れてしまったということで、逆ざや部分がどんどん積み重なったというのが大きな原因でございますけれども、予定利回りについては政令で改正できると書いていただいて、その結果として1%という現在の予定利回りがございますので、市場実勢と大きく乖離して累積欠損金が再び発生するという原因は排除されたと考えてございます。

○座長 事務局、何かございますか。

○事務局 これは先生方と後で御相談して、追加でお願いすることになるのかもしれませんが、事務事業の流れを聞いていて、ふと考えたのですけれども、皆さん中小企業に勤める従業員の退職金のために有利な運用ということで努められておられるわけですが、加入を働きかけるということは、年金と違って強制的に加入させているわけではないですよね。そうすると、サービスとして運用しているわけで、国費投入額が減ったということなのですから、こういうものは本来利用者というか受益者が全部負担すべき経費なのではないですか、任意加入なので。そこは考え方としてどう整理されるのですか。

○厚生労働省 本来ですと、退職金や賃金というのはそれぞれの企業が御自由に決めていただければいいと、これがもちろん大原則でございます。ただ、現実問題として、大企業に働く人の賃金・退職金と中小企業に働く人の賃金・退職金とはものすごい格差があるというのも、また我が国の現実でございます。私ども厚生労働省としても、労働者の立場に立って、できるだけ中小企業の皆さんの賃金も上げていただきたいし、退職金制度をつくっていただいて安心して働くという、これは中小企業で働く労働者対策の一つとして私ども全省的に取り組んでいるということでございます。そういった制度の一環といたしまして、退職金につきましては加入の働き掛けもさせていただきますし、ここでは今触れてはいただきませんでしたけれども、若干の掛金の助成もあるわけでございます。こういった

ものは中小企業に働く労働者を支援する対策として省全体の政策の柱の一つになっているわけでごさいます、そういった観点から、もちろん受益者負担という考え方もわかるわけでごさいます、体力に余裕のない中小企業を少しでもバックアップしていくという観点、掛金助成もずっとやっているわけではごさいません、軌道に乗ったら自分で頑張ってくださいということで、最低限のものというか、できればもうちょっとやりたいという気持ちもあるのですけれども、現実的にはこういった金額でぜひやらせていただきたいということでごさいます。

○事務局 先ほど少し余裕も出てきたので、ハイリスク・ハイリターンも考えるということなのですが。

○厚生労働省 それはないです。

○事務局 考えないですか。今、GPIFを中心にもっとアクティブ運用をせよというお話も出てきて、特にアクティブ運用するのだったら、より専門家をたくさん雇わなければいけないわけですよね。そういう人に給料を払ってでもちゃんとアクティブ運用しろという考え方もあるみたいですが、これだけの5兆円の資金を管理するには、金融の専門家の方を招いて、それなりに人的投資が必要になってくるわけですよね。そういうものは費用がかかるわけですが、それは追加的に費用をかけていくということは、先ほどお話があったように、まさに従業員のため少しでもいい退職金を払ってあげたいからやっているということで、欠損金が解消し剰余金が1,351億円にまで急回復するのだったら、国費ぐらい緩和できるのではないかと思うのですけれども、そこはどうなのでしょう。

○厚生労働省 まず、現状についてお話しさせていただきたいと思います。今、国費部分というのは、立ち上がりときの掛金の助成、一時期は運営費交付金もいただいていたのですけれども、今は基幹的業務のみに限っています。基幹的業務というのは何かといいますと、まず、契約の締結、掛金の収納、退職金の給付ということで、一般管理費と人件費は既に除いております。まず、それが前提でごさいます。そういった中で機構といたしまして、先ほどもお話がありましたけれども、金融の専門家を雇用したり、あるいは中途採用したりということで、そういった高度なものに対応しているということが一つごさいます。

もう一点でごさいますけれども、今ほど御指摘がありましたのは公的資金の運用のあり方の有識者会議の御議論をおっしゃっているのだと思います。それにつきましては私どもも議論はよく見ておりますが、機構につきましても最初から少なくとも概念的には入っているのだらうなという認識はごさいます。ただ、その御議論というのは今まさに途中なものですから、私どももそれを踏まえてどうこうというのはなかなかコメントしがたいのですけれども、仮に秋ごろまでにおまとめいただけるということであれば、どういう問題があるか、あるいは機構の資金の性格はどういうものがあるかを踏まえながら、必要な体制整備がもしあれば検討しなければいけないという認識は持っております。

○厚生労働省 補足させていただきますと、年金と退職金というのは制度上大きく異なるところがありまして、退職金というのは退職金共済法でも明確に言われておりますけれども、年金と比べても支給期間がそうはいつでも短いと。あとは、退職金の重要性からすると確実に給付する必要があるということがありますので、心としては冒頭の説明にもありましたが、出来ればハイリスク・ハイリターンの運用と言いたいところですが、それはなかなか出来ないというよりも、我々としては法律上そういうことはやってはいけないという効率的かつ安全な運用を強く求めるところがありまして、今おっしゃったガバナンスのあり方というの、それぞれの制度が持つ目的に対応したガバナンスのあり方を検討しなければいけないのではないかと考えております。その上で、より望ましいあり方は引き続き我々も不断に考えていきたいと考えております。

○座長 御説明ありがとうございます。こちらの場合には、いわゆる資金運用というか金融業的なところもおありでございますけれども、基本的に先ほどおっしゃられたように、利率が法定化されているというような一番金融のリスクリターンの肝のところは多少公的な色彩が強いということで、資金の運用や金融業のリスクとの話とその周辺業務、先ほどと重複しますが、業務管理の部分、契約業務とか支払い業務、いつも議論になりますが、法人の本来の役目はどうあるべきかということと他の法人とどう協力関係を持つとか、一部は業務を移管するとか、全体を合わせるかという密接につながる問題だと思っておりますので、もう少しその辺も深く検討しながら、またお話できればと思います。今日は、どうもありがとうございます。

それでは、ヒアリングを終わりにさせていただきますけれども、必要に応じまして今後、追加的にヒアリングを行わせていただくことや、追加の資料提出をお願いすることもあると思っておりますので、その際にはよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

(厚生労働省、勤労者退職金共済機構 退室)

○座長 続きまして、厚生労働省所管、高齢・障害・求職者雇用支援機構からヒアリングを行います。ただいまから所管府省、法人の方に入室していただきます。しばらくお待ちください。

(厚生労働省、高齢・障害・求職者雇用支援機構 入室)

○座長 それでは、始めさせていただきます。本日はお忙しいところ、厚生労働省、高齢・障害・求職者雇用支援機構の担当の皆様にご出席いただき、ありがとうございます。

まず、私からヒアリングの進め方について御説明させていただきます。冒頭5分以内で主務省から御説明をいただき、その後、15～30分質疑応答を行うことといたします。大分皆様もお待ちいただいたと思いますが、時間が非常に限られておりますので、業務説明は割愛していただいて結構でございますので、説明が特に必要なところのみ重点的に御説明いただければ結構でございます。お待ちいただいた上に恐縮でございますけれども、時間は厳守ということでよろしくお願ひいたします。

それでは、御説明をお願いいたします。

○厚生労働省 よろしくお願ひいたします。

独立行政法人の高齢・障害・求職者雇用支援機構でございますが、平成23年10月1日に、元々ございました雇用・能力開発機構が解散いたしまして、その職業能力開発業務等を従来ございました高齢・障害者雇用支援機構に移管いたしまして今の形になった法人でございます。業務概要等の説明は時間の関係で省略させていただきます。

ポリテクセンター等の移管の関係につきまして、担当から御説明させていただきます。

○厚生労働省 よろしくお願ひいたします。

私からポリテクセンター等の移管について、横長の追加資料で御説明させていただきます。

今、話がございましたように、平成23年の独立行政法人の雇用・能力開発機構法を廃止する法律の中におきまして、ポリテクセンター・ポリテクカレッジについて都道府県が移管を希望し、その機能を維持できることを厚生労働大臣が認めた場合は、今年度末までに都道府県に移管することが出来るという定めになっております。この移管条件につきましては、法律に基づき職員を引き受ける割合によりまして、例えば、職員を2分の1以上引き受けた場合には、施設については最大無償で譲渡する。それから、運営費については最大2年度間全額補助というような形での移管条件になっております。

それ以降の取り組みについて資料で御説明いたしますが、法人シートの後ろから2枚目の2の(1)にありますけれども、政独委における勧告の方向性において、ポリテクセンター・ポリテクカレッジの移管について都道府県との移管協議を積極的に行うということとされておきまして、これまで移管に取り組んでまいりました。

横長の資料の1をご覧くださいと思いますが、一番上に注で書いてありますが、法が成立する前の平成21年の春ごろに都道府県に調査をしましたところ、ポリテクセンターで14、ポリテクカレッジで1つの道府県が移管を希望していた状況がございました。この後に、左側の取り組み内容で時系列的に書いてございますけれども、法律が成立しましたら、速やかに移管に当たって必要となる情報を県に情報提供しまして、検討の時間を十分とった後、2度意向調査を実施し、それから、昨年10～11月にかけて私どもの課室長級で13の県に対して訪問を行いました。この訪問を行った際に移管条件に関する意見をいただいたことも踏まえまして、今年4月に訓練内容を地方独自に設定することができるような告示改正を行って条件を緩和しました。

この条件緩和を踏まえまして、今年4～5月にポリテクセンターの長などが県を訪問しまして告示改正の説明を行うとともに、今年5月に再度意向調査を厚生労働省から各県に対して行いました。

また、機構本部におきまして、財政負担等の指標をもとに移管の可能性が高い施設の分析を行い、その分析結果や意向調査の結果も踏まえて、本年の8～9月に局長を始め、局の幹部、ポリテクセンターの長などが再度12の道府県を訪問しております。このように数回にわたりまして意向調査や訪問を県に対して行ってきたところでございます。

しかしながら、この訪問においても具体的に移管を希望するという県はありませんでした。その主な理由は一番下にありますように、1つは、地方負担が生じない恒久的な全額の財源措置をしていただきたい。それから、職員の引き受け割合に関わらない無償譲渡をしてほしいというのが県の主な意見でございました。

2枚目をご覧いただきたいと思います。この移管が進まない要因としまして、5月の意向調査の結果を載せております。43の道府県が移管を希望しない、それから、3つの道府県がその他という回答をしておりますけれども、その他の回答を見ますと先ほど申しましたのと同じ、結局、無償譲渡あるいは運営費の恒久的措置といったようなことを書いております。

図1と図2のグラフをご覧いただくと、その理由について国が責任を持って運営すべきと回答しているところが一番多く、次いで、新たな地方負担が生じない、恒久的な財源の全額措置を求めるといった回答が多くなっております。

下には全国の知事会を始め、労働政策審議会における労使の意見を載せてございます。特に使用者側の意見としましては、自分で雇用保険二事業のお金を出しているという観点から、特に国で責任を持ってやっていただきたいという意見がありました。その他、地方自治体からも存続の要望が多々寄せられているところでございます。

時間の関係で最後に参考として、国と都道府県と民間教育訓練機関の役割分担を載せております。結局、国は民間で出来ないことだけをやるという考えに基づきまして、現在も訓練全体の8割程度は民間の訓練機関にやっていただいております。国は残りの3万人程度の離職者訓練等をやっております。国と都道府県の役割分担としましても、国は離職者訓練ですとか、高度な学卒者訓練を中心に行うということと、全国的なネットワークを活かして指導員を派遣するというをやっているほか、国と県の間でも毎年、地域訓練協議会におきまして訓練計画を調整するといったことで、実際上も役割分担を進めております。

今後、来年3月以降の取り扱いに向けまして審議会でも意見を聞きながら、また都道府県の意見を聞きつつ、期限後の方針を検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入らせていただきます。

○委員 まず、基礎的な確認なのですが、元々高齢・障害者雇用支援機構と雇用・能力開発機構の2つの法人があって、雇用・能力開発機構の方が平成23年10月に解散して1つになって生まれたのが、今の高齢・障害・求職者雇用支援機構ということでございますね。今のプレゼンテーションではポリテクセンター・ポリテクカレッジだけのお話だったのですが、それが多分重要なお話なのだと理解しておりますけれども、それに入る前に平成23年10月の統合によってこれまでどんな成果を得たかのかについて一言御説明いただけますか。

○厚生労働省 統合の成果ということですが、管理面で申しますと、いわゆる管理部門の人員につきましては統合時に徹底したスリム化を行ったということで、統合時 20 名の人員削減をしております。その後、統合後の 3 年間でそれに加えて 19 名の削減を予定しているところでございます。これを進めてまいりたいと思います。

また、2 つの法人を統合したことに伴いまして、本部機能を 1 カ所、幕張の機構所有施設に移転・集約化しております。そのことによりまして従来かかってございました賃料約 8 億円の削減を行っているところでございます。

また、業務面で申しますと、高齢・障害系と能力開発系それぞれが持つノウハウを相互に活用し合うというのが統合のメリットであると考えて、その取り組みを推進しているところでございますが、例えば、高齢・障害系の職業リハビリテーションのノウハウを活用いたしまして、能力開発系の訓練学習の進捗等に配慮を要するポリテクカレッジ等の学生に対する指導・支援に関する研究を進めておりまして、支援対応ガイドの作成や活用を通じて要支援学生に対する支援あるいは対応のノウハウの普及を進めていくこととしてございます。最近いろいろなところで話題になっていると思いますが、いわゆるペーパーテスト等はできるのですけれども、いわゆるコミュニケーション能力にいろいろ問題があるということもございます。そういう訓練生に対して、いわゆる高障系のノウハウを使っているということもでございます。

また、いろいろなイベント系もございますが、例えば、高齢・障害系の障害者の技能競技大会でございますアビリンピックというものもございますが、これと能力開発系のものづくり関係のイベント、例えば、親子ものづくり体験教室といったものをあわせて開催することで、相互の相乗効果を図るということにも取り組んでございます。具体例としては以上のようなことでございます。

○委員 ポリテクセンター・ポリテクカレッジについての御質問に移りたいのですが、今御説明いただいたように、都道府県側としては移管は受け入れたくないという御希望だということで、法の期限内に移管される可能性は極めて低くなっていると。その中で、最終的に移管されなかった場合のポリテクセンター・ポリテクカレッジについて、今後国としてどうしていきたいのか、廃止を考えるとということはどうなのかとか、ないしは廃止はしないまでも集約するのかとか、いろいろな可能性はあるかと思うのですが、今の国のお考えをお聞かせいただきたいのですが。

○厚生労働省 先ほど御説明しましたとおり、平成 26 年 3 月までが移管期限でございますので、我々としても引き続き県の意向を聞きながらやっていきたいと思っておりますが、現段階ではなかなか手が挙がっていないというのも現実のところでございます。それで、その後どうするかにつきましては、先ほど申し上げました廃止法の附則の中で期限後のあり方について都道府県等の意見を聞きながら検討するという検討規定も含まれておりますので、現実にはこれから年末に向けて労働政策審議会の中の分科会で公労使の委員会の先生方の意見も聞きながら、今後の方針を決めていきたいと思っているところでございます。

ただ、先ほど申しましたように、労使、特に費用負担者である使用者が機構での運営を引き続き望んでいるという状況もございます。それから、知事会からも安易な統廃合については反対だという意見書も出されているところがございます、廃止に持っていくことについては各方面からの批判が多く予想される状況にあると思っております、現段階では、もし都道府県で引き取る場所がなければ、国としてやるべき職業能力開発対策というのは法律にも書いてありますので、組織というよりも業務の中身として取り組むべき職業訓練はやっていきたいと思っております。

ただ、組織上の運営としまして、先ほどお話が出ました集約あるいは効率的な運営ということは引き続き取り組んでいくのはもちろんでございます。

○座長 今のことに少し関連するのですけれども、各都道府県が引き取られないということなのですが、むしろ国に言うべきことではないような気もするのですけれども、負担はしたくないけれどもあってほしいという、これは地域の雇用の活性化のためにも存在して、ある程度地方自治体でも本来は責任を持って行われるべき行政範囲でもあると思うんです。今までも御努力はされたのだと思いますけれども、知事会が嫌だというのは、無くなってもいいから嫌だと言っているのではなくて、あって負担したくない。これは、誰に聞いてもごく普通に、ものは欲しいけれどもお金は払いたくない、どうですかというアンケートをとれば、できれば払いたくないとおっしゃられる方は多いような気がいたしますので、そういう意味では、いろいろな利害関係者の御意向は全部国に来るということはわかるのですが、自治体ももう一段その辺どういうことなのかを確かめながら進めていただく。無くなってもいいと言うなら、まだわかるのですけれども、無くなつては困ると、でも負担はしたくないという議論は、一般国民からしたら誰でもそう思うよねということになると思うので、その辺も含めてよろしくお願ひしたいと思っておりますが、何かありますか。

○厚生労働省 おっしゃるとおりでございます、私どもも法律の移管の仕組みとして、国立病院を県に移譲したときの移譲条件に倣って、格安と言ったら失礼ですが、最大限譲歩した補助割合を設定しておるつもりでございます。ただ、それでも意見としては財政的に厳しいというところもあると思っておりますが、100%の財源を運営費として恒久的に補助してくれ、あるいは職員はできたら引き取りたくないといったようなことをおっしゃっている県が大半でございます、そうすると何のために県に持っていくのかと。看板だけ県に持って行って国が100%お金を出すということで、そういう施策として成り立ち得るのかということが制度上も違和感がある話でございますし、特に先ほど申しましたように、使用者側は自分たちが拠出したお金で運営する施設について、何で県の名前でやらなければいけないのかというようなお考えもお持ちのようでございますので、その辺もこれまでも説明しながらやってきているところではございますけれども、やはり法律で国の役割、県の役割をそれぞれ考え方の整理のもとに施設をつくってやってきているということもございまして、県も独自にやろうと思えば出来るし、その分の補助は我々もできるだけのことはしていきたいということも含めて、引き続き県と話をしていきたいと思っております。

○委員 地方にポリテクセンター・ポリテクカレッジがなかなか移管されないということで、元々の高齢・障害・求職者雇用支援機構の旧法人が2つ持っていた地方組織については、今はどんな状況なのでしょう。

○高齢・障害・求職者雇用支援機構 法人側から御説明いたします。平成25年度以降の期間を対象にしました中期計画において、ただいま御指摘がありました複数系統ある地方組織について、平成25年度中を目途に現況集約等のコスト等を把握・検証して、その結果を踏まえ、平成26年度以降の年度計画について集約等の目標を掲げ、順次取り組むとされております。計画はこういった形で平成25年度中に一定の把握・検証、平成26年度以降取り組みとなっておりますが、既に政独委からいただいた勧告の方向性等も踏まえまして、可能なものは可能なところから着手するというので、既にこの4月1日に福島と香川の地方機関について平成23年4月以降、民ビルを借り上げ措置しました高障センターを職業訓練支援センターに吸収する形での取り組みを行ったところでございます。ある意味、試行的な要素を含めて可能なところから着手をしたところでございます。

○座長 先ほどの県への移譲がなかなか動かない中で、こういう取り組みを代替的な部分もあると思うのですが、ぜひ進めていただいて、統合効果はそれなりに本部においては上げられていると思うのですが、組織全体としてさらなる効率化を図っていただければと思います。相手のあることでございますが、かなりハードネゴも続けていただいて、交渉技術もあるかもしれませんので、ぜひよろしくお願ひしたいということでございます。

事務局から何かございますか。よろしいですか。

それでは、時間になりましたので、高齢・障害・求職者雇用支援機構のヒアリングを終わりたいと思います。厚生労働省の皆様、また高齢・障害・求職者雇用支援機構の皆様におかれましては、御対応ありがとうございました。なお、必要に応じまして追加でヒアリングをさせていただく、また、資料を提出していただく等があるかもしれませんので、そのときにはよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。

(厚生労働省、高齢・障害・求職者雇用支援機構 退室)

○座長 以上で、本日のヒアリングはすべて終了いたしました。本日のヒアリングを踏まえ、各法人の主要論点における本ワーキンググループの現時点の意見といたしましては、まず、情報通信研究機構に関しましては、独法の一類型として研究開発法人という意見が出ました。これは別法人化するという意向は無かったということでございます。さらに、情報関連の他の法人との統合は引き続き検討していくということになりました。具体的には、IPA及び産総研の情報関連業務とどう関連していくかということでございます。

続きまして、統計センターですが、主に職員の身分についての検討をさせていただいたところですが、一度統計センターとして非公務員化の法案を出されましたが、当時法案の構想はあったものの、実際に業務を始められたところ、やはりかなり行政と一体化した業務の領域が多いということで、現況においては公務員の身分で行っていくということは、こちらもある程度容認出来ると考えたということでございます。ただし、それは

まさにその業務をよく精査していただいて、国と一体となる業務に限っていただくということで、組織全体としてはそれに限ったスリム化を今後も続けていただくということになりました。

それから、労働安全衛生総合研究所及び労働者健康福祉機構でございますが、そもそも原案が統合ということですので、この統合については問題ございませんが、さらに JILPT について、この2つの統合にあわせて検討してもらえないだろうかということになったところです。これは、研究分野の違いとかいろいろございますけれども、安衛研と JILPT が統合してシナジーもあるのではないかという想定も一時はあったわけですから、再び検討していただきたい。また、単独で JILPT が残るということであれば、こういう小規模法人でも何らかの国民的にも理解のできる効率化というものを自ら考えていただくということも当然出てくるのではないかということです。

また、日本バイオアッセイ研究センター、産業保健センター事業など今まで法人外にあったものをあわせて行っていくというようなことに関しましては、かなりきちんとした業務の効率化・合理化を求めていって、独立行政法人の単なる肥大につながらないようにお願いしたいということになりました。

それから、労働政策研究・研修機構に関しましては、今述べた2つの機構と同じで、JILPT を安衛研と労福機構に統合していくということはどうでしょうかということです。先ほど述べたことと重複します。

さらに、労働大学校に関しましては、国への移管は行わないということなのですけれども、これに関しましては、他の法人との統合とあわせて検討し、いずれにしろ小規模な研究法人が本当に効率的な運営が出来る道を法人自身も御検討いただきたいということです。

勤労者退職金共済機構に関しましては、業務が中小企業機構等々親和性があるのではないかと。ユーザーが同一のところですので、ユーザー目線というか、国民的な目線から見て両者の統合なり、一部業務の移管なり考え得る要素はあるのではないかとということで、さらに今後も検討していただきたいということです。

それから、これはある金融業務の部分、資金運用等ございますので、この辺は実態をよく把握しまして、いわゆるリスク管理、まさに金融リスク管理の裁量権がどこにあるかも含めてよく整理した上で、ガバナンス強化を行っていただきたいということです。

最後に、高齢・障害・求職者雇用支援機構ですが、これはポリテクセンター等地方の組織を地方公共団体が引き取るということが法律になっているわけです。現実それが進捗していないということは非常に大きな問題でもあるわけで、本来国と地方の負担のあり方、地域雇用の守り方をどのように国と地方が分担していくかという大問題があるのですけれども、少なくともそれが今すぐに進捗しないにしても、法人内にある地方組織に関しては、早急に一元化を図り、効率運営に努力してほしいということで一応結論を得たと認識しております。

以上でいかがでしょうか。

本日の会合はこれで終了したいと思います。委員の皆様、非常に長時間にわたり御対応いただき、ありがとうございました。